

昭和57年度在外機関長会議
(議 事 録)

昭和57年 9 月

国際協力事業団総務部

総務
CR
82-23

国際協力事業団	
受入 月日 81.8.28	000
登録No. 14246	36
	GAG

目 次

昭和57年度在外機関長会議日程表	1
昭和57年度在外機関長会議出席者リスト	3
座席表	5
昭和57年度在外機関長報告時間割	
(9月16日(木))	7

JICA LIBRARY



1005443E5J

議 事 録

1 総裁あいさつ	9
2 在外機関長報告	12
3 各部業務説明及び質疑応答	
(1) 総務部	51
(2) 人事部	64
(3) 経理部	73
(4) 企画部	80
(5) 調達部	84
(6) 研修事業部	95
(7) 派遣事業部	97
(8) 社会開発協力部	99

(9) 医療協力部	103
(10) 農林水産業3部	110
(11) 鉱工業2部	112
(12) 無償資金協力部	119
(13) 開発授融資	125
(14) 移住2部	127
(15) 青年海外協力隊事務局	139

昭和57年度在外機関長会議日程表

月 日	時 間	議 題 等	場 所	月 日	時 間	議 題 等	場 所
9月16日 (木)	9:00～9:20	渡航打合せ	大会議室 (9F)	9月18日 (土)	9:40～12:20	各部との個別打合せ	
	9:20～9:30	(開会) 総裁あいさつ					
	9:30～9:40	会議日程の説明(総務部長)					
	9:40～10:40	機関長報告「任国における業務実施上の問題点」 (別表時間割参照)					
	10:40～10:50	(休憩)					
	10:50～12:00	機関長報告「任国における業務実施上の問題点」					
	12:00～13:00	(昼食)					
	13:00～15:20	機関長報告「任国における業務実施上の問題点」					
	15:20～15:30	(休憩)					
	15:30～17:40	機関長報告「任国における業務実施上の問題点」					
	18:30～20:30	夕食懇談会					
	9月17日 (金)			「各部業務説明及び質疑応答」	大会議室 (9F)	9月20日 (月)	
9:20～10:10		総務部(野村理事, 石井理事)	9:20～10:10	医療協力部(長谷川理事, 中澤理事)			
10:10～11:00		人事部(野村理事, 長谷川理事)	10:10～11:10	農林水産業三部(有松理事, 松山理事)		第5会議室 (46F)	
11:00～11:10		(休憩)	11:20～12:00	映画「アンデスの峰のもとに」			
11:10～12:00		経理部(瀬川理事, 大槻理事)	12:10～13:30	総裁主催昼食会		大会議室 (9F)	
12:00～13:00		(昼食)	13:40～14:30	鉱工業二部(久留理事, 中澤理事)			
13:00～13:50		企画部(野村理事, 瀬川理事)	14:30～15:20	無償資金協力部(風間理事, 野村理事)			
13:50～14:40		調達部(瀬川理事, 風間理事)	15:20～15:30	(休憩)			
14:40～15:30		研修事業部(大槻理事, 有松理事)	15:30～16:20	開発投融資(大槻理事, 瀬川理事)			
15:30～15:40		(休憩)	16:20～17:10	移住二部(石井理事, 松山理事)			
15:40～16:30		派遣事業部(中澤理事, 久留理事)	17:10～18:00	青年海外協力隊(石井理事, 野村理事)			
16:30～17:20		社会開発協力部(中澤理事, 久留理事)					
				9月21日 (火)	9:40～17:20	各部との個別打合せ	
				9月22日 (水)	9:40～17:20	各部との個別打合せ	
				9月23日	祝 日	休 み	
				9月24日 (金)	9:40～17:20	各部との個別打合せ 渡航打合せ	第7会議室 (46F)
				9月25日 (土)	9:40～12:20	各部との個別打合せ(予備)	

昭和57年度在外機関長会議出席者リスト

1. 海外事務所長

事務所名	氏名
バンコック事務所	河西 明
マニラ事務所	三浦 敏一
シンガポール事務所	溝渕 高生
ジャカルタ事務所	宮本 守也
ニューデリー事務所	村上 素彦
ダッカ事務所	村越 俊雄
ナイロビ事務所	柳井 進
クアラ・ランプーン事務所	阿部 信司
メキシコ事務所	上原 盛毅
ブラジリア事務所	梅谷 重夫
リアド事務所	安木 秀夫
カイロ事務所	小泉 純作
リマ事務所	小平 林武尚
カトマンドゥ事務所	平田 一隆
ダレサラム事務所	谷川 和男
ボゴタ事務所	石井 和男
ラングーン事務所	武田 慶一
北京事務所	八島 継男
コロンボ事務所	池田 嘉弥
計	19名

2. 海外支部長

支部名	氏名
リオ・デ・ジャネイロ支部	百瀬 昭三
サン・パウロ支部	襖田 和
ベレーン支部	奥田 隆男
レシフェ支部	野和田 光一
ポルト・アレグレ支部	加茂 富士郎
アスンシオン支部	小島 俊朗
ブエノス・アイレス支部	末次 輝雄
サンタ・クルス支部	平野 重利
サント・ドミンゴ支部	山崎 信雄
計	9名

3. 海外駐在員

駐在員名	氏名
エテイオピア駐在員	駒沢 彰夫
ザンビア駐在員	中垣 長陸
マラウイ駐在員	長倉 孝夫
モロツコ駐在員	鈴木 治夫
テユニジア駐在員	恵原 裕樹
ガーナ駐在員	中野 勝安
シリア駐在員	中木 内志郎
西サモア駐在員	豊島 一郎
ホンデユラス駐在員	田上 実夫
ロス・アンジェルズ駐在員	矢部 義夫
トロント駐在員	佐々木 仁久
キャンベラ駐在員	長谷川 勝
計	12名

4. オブザーバー

ネパール駐在員	小松 征司
ダレサラム事務所協力 隊担当所員	吉川 浩史

座 席 表

入口

ダレサラム (吉川浩史)	オブザーバー席	ブエノス・アイレス (末次輝雄)		ベレーン (奥田隆男)	ホンデユラス (田上 爽)		マラウイ (長倉 孝)	リアド (安木秀夫)		北 京 (八島継男)	会議事務局
トロント (佐々木仁)		アスンシオン (小島俊朗)		サン・パウロ (榎田 和)	メキシコ (上原盛毅)		ダレサラム (谷川和男)	ニューデリー (村上素彦)		バンコック (河西 明)	
ロス・アンジェルズ (矢部義夫)		サンタ・クルス (平野重利)	ネパール (小松征司)	リオ・デ・ジャネイロ (百瀬昭三)	テユニジア (恵原裕樹)		ナイロビ (柳井 進)	コロンボ (池田嘉弥)		クアラ・ランパール (阿部信司)	
		リ マ (平林武尚)		ブラジリア (梅谷重夫)	モロッコ (鈴木治夫)		エティオピア (駒沢彰夫)	カトマンドウ (平田一隆)		シンガポール (清淵高生)	移住計画課長
		西サモア (豊島一郎)	ポルト・アレグレ (加茂富士郎)	ボゴタ (石井和男)	ガ ー ナ (中野勝安)		カイロ (小泉純作)	ダ ッ カ (村越俊雄)		ジャカルタ (宮本守也)	協力隊次長
		キャンベラ (長谷川勝久)	レシフエ (野和田光一)	サント・ドミンゴ (山崎信雄)	ザンビア (中恒長陸)		シ リ ア (木内志郎)	ラングーン (武田慶一)		マ ニ ラ (三浦敏一)	総務課長 総務部長

八坂監事

阿部監事	中澤理事	久留理事	有松理事	瀨川理事	荒勝副総裁	総 裁	式田副総裁	野村理事	長谷川理事	風間理事	大槻理事	松山理事	石井理事
------	------	------	------	------	-------	-----	-------	------	-------	------	------	------	------

顧問・参与		部	長	席		外務省
-------	--	---	---	---	--	-----

昭和57年度在外機関長会議機関長報告時間割 [9月16日(木)]

機 関 長 名 (報告順)	時 間	機 関 長 名 (報告順)	時 間
(アジア地域)		(中南米地域)	
1. フ イ リ ピ ン マ ニ ラ 事務所長	9:40~9:50	23. メ キ シ コ メキシコ事務所長	14:30~14:40
2. イ ン ド ネ シ ア ジヤカルタ 事務所長	9:50~10:00	24. ホ ン デ ュ ラ ス ホンデユラス駐在員	14:40~14:50
3. シ ン ガ ポ ール シンガポール事務所長	10:00~10:10	25. ド ミ ニ カ サント・ドミンゴ支部長	14:50~15:00
4. マ レ ー シ ア クアラ・ランプール事務所長	10:10~10:20	26. コ ロ ン ビ ア ボゴタ 事務所長	15:00~15:10
5. タ イ バンコック 事務所長	10:20~10:30	27. ブ ラ ジ ル ブラジリア 事務所長	15:10~15:20
6. 中 華 人 民 共 和 国 北 京 事務所長	10:30~10:40	休 憩	15:20~15:30
休 憩	10:40~10:50	28. ブ ラ ジ ル リオ・デ・ジャネイロ支部長	15:30~15:40
7. ビ ル マ ランゲーン 事務所長	10:50~11:00	29. " サン・パウロ 支部長	15:40~15:50
8. バ ン グ ラ デ シ ュ ダ ツ カ 事務所長	11:00~11:10	30. " ベレーン 支部長	15:50~16:00
9. ネ パ ー ル カトマンドウ事務所長	11:10~11:20	31. " レシフェ 支部長	16:00~16:10
10. ス リ ・ ラ ン カ コロンボ 事務所長	11:20~11:30	32. " ポルト・アレグレ支部長	16:10~16:20
11. イ ン ド ニューデリー事務所長	11:30~11:40	33. ペ ル ー リ マ 事務所長	16:20~16:30
(中近東地域)		34. ボ リ ヴ ア サンタ・クルス支部長	16:30~16:40
12. サウデイ・アラビア リ ア ド事務所長	11:40~11:50	35. パ ラ グ ア イ アスンシオン 支部長	16:40~16:50
13. シ リ ア シリア 駐在員	11:50~12:00	36. アルゼンティン ブエノス・アイレス支部長	16:50~17:00
(アフリカ地域)		(大洋州地域)	
14. エ ジ プ ト カ イ ロ 事務所長	13:00~13:10	37. オーストラリア キヤンベラ 駐在員	17:00~17:10
15. エ テ イ オ ピ ア エテイオピア 駐在員	13:10~13:20	38. 西 サ モ ア 西サモア 駐在員	17:10~17:20
16. ケ ニ ア ナイロビ 事務所長	13:20~13:30	(北米地域)	
17. タ ン ザ ニ ア ダレサラム 事務所長	13:30~13:40	39. ア メ リ カ ロス・アンジェルズ駐在員	17:20~17:30
18. マ ラ ウ イ マラウイ 駐在員	13:40~13:50	40. カ ナ ダ トロント 駐在員	17:30~17:40
19. ザ ン ビ ア ザンビア 駐在員	13:50~14:00		
20. ガ ー ナ ガーナ 駐在員	14:00~14:10	ネ パ ー ル ネパール 駐在員	
21. モ ロ ッ コ モロツコ 駐在員	14:10~14:20	タ ン ザ ニ ア ダレサラム事務所協力 隊担当所員	
22. テ ユ ニ ジ ア テュニジア 駐在員	14:20~14:30		

昭和57年度在外機関長会議

(議 事 録)

1. 総裁あいさつ

久しぶりに皆さんのお元気な姿を拝見し喜ばしい次第です。そして、はじめに環境の厳しい各任国で一生懸命仕事をしておられる各位に敬意を表します。

現在、昭和58年度予算の折衝中ですが、御承知の事情でなかなか厳しい状況にあります。しかし、私共は、最大限の努力をして次のような必要経費を獲得しようと考えています。

国内的には、第1に海外で働く能力のある専門家を養成確保するための事業団付属機関「国際協力総合研修所」の設置、第2に途上国における技術移転に必要な日本語教育のための教師の確保、第3に、3年倍增計画における青年海外協力隊の派遣及び57年度にはそのための訓練施設の建設、第4に、新しい東京国際研修センターの建設、そして第5に、ASEANに関連して沖縄でのセンターの建設があります。一方、海外でも事務所の活動に不可欠な施設の建設、すなわち、土地を確保し建物を建てるという原則

を賤務当局に認めさせたい。

ところで、最近、第2臨調の「行政改革に関する第3次答申」が出ましたが、その「経済協力」の項では、評価のための体制の整備、専門的能力を備えた人材の養成確保、海外経済協力基金等関係機関との協調等による経済協力事業の効率性の確保を訴えています。また、実施機関への権限委譲に言及していますが、権限委譲のあるなしに拘らず、事業団としては受身の姿勢を改め積極的に意見をどしどし述べるというようにすれば、自らその意見は尊重されるわけでありますので、そのような心組みで効率的に仕事に励んで行きたいと思えます。

それに致しましても、第2臨調に言って頂きたかったことは哲学です。然るにその言っていることは、すべて細かい実施上の問題であり、我々が既に承知していることでもあります。総理はみずから開発途上国における「人造り」についてよく言われているわけではありますがこの「人造り」は「技術協力」ということでありますので、「技術協力を拡大すべし」という一言を入れて頂きたかったと思えます。

また、日本の国際協力の質は、DACノクケ國中16位、うしろにはオーストリアのみであります。これは一つ

には技術協力・無償協力という贈与部分が少ないためであります。グラント・エレメントは、DAC 17ヶ国平均が70%でいずれの国も80%以上となっているのに、日本は75%と低い数字になっています。

国際協力の質の改善には技術協力を増やすことが効果的であり、そのための予算は充分考慮してほしいというのが我々の念願であります。これからは各方面に国際協力の質の改善の必要性を強調して、必要経費を確保する努力をして参りたいと考えます。

皆様には、この在外機関長会議の期間中に本部と問題点を十分協議して頂きたく、また、引続き各任国において充分御活躍をお願いいたしますと存じます。

これをもって私の御挨拶といたします。

2 在外機関長報告

(1) マニラ事務所長(三浦敏一) 9:35~9:50

イ 比側における問題点として、無償資金協力その他を行うに際し、その運営経費は受益国が負担することとなっているが、これがうまく行われなことがある。

また、比側各省庁でも、複数の外国政府・国際機関に同種の要請を行う場合があり、外国からの援助ずれという問題が見受けられる。

ロ 日本側で考慮すべき問題点としては、技術協力協定の早期締結と専門家の人選がある。

前者の問題では、R/Dのみでは当該案件が比国内部関係省庁で正式に承認されず、コロンボプランに基づく要請手続が遅滞することがある。

専門家の人選については、専門家の語学力が比国側から問題とされることがあり、また、専門家に一種のサラリーマンタイプが増えたような印象を受ける。

ハ 協力隊事業については、要請に対する充足率に工夫すべき必要がある一方、比国一部上級官庁からは、既に所期の目的が達成されたとの意見もあった。

(2) ジャカルタ事務所長 (宮本守也) 9:50~10:00

イ 研修員受入業務については、研修員航空券の現地調達 (25% 程度の割引価格のメリットあり)、学位取得機会のある研修制度の確立、及び年度受入計画決定通知の早期送付、をお願いしたい。

ロ 専門家派遣業務については、新規担任の専門家の購送する事務用品・文房具類は現地調達できるので、年度当初海外事務所へ予算を示達してはどうか。また、派遣前研修において海外事務所の役割、機能、権限等便宜供与以外のことについても講義されたい。

ハ 無償資金協力については、技術協力プロジェクトにおいて実施しているような評価調査を実施する時期に来ているのではないか。

ニ 途上国の人達に日本の技術協力を理解して頂くために、現地の映画会社を使って映画、ビデオを製作し、広報活動を行う予算を考慮願いたい。

ホ 本部との直接支給及び関係書類等の直接送付を、とくに K A S E A N 5ヶ国について、考慮願いたい。

(3) シンガポール事務所長(溝淵高生) 10:00~10:10

イ 本部と事務所との間で直接交信、関係書類の直送の拡大を図る必要がある。

ロ 研修員受入の要請数に対するわが方の割当数が少ないことから、しかるべき研修機関をあっせんしてやることも今後の課題と思われるので検討願いたい。

ハ 専門家派遣事業においても、海外から同国の経費全額負担で日本の専門家の派遣要請が数件出ており、専門家の人選、あっせんサービスを検討願いたい。

その他、専門家がラインに組み入れられている場合があるので、派遣の打ち切りを考慮する必要がある。

また、日本からの専門家に語学力が不十分で当人の技術まで疑われる場合があるので配慮ありたい。

ニ 「日・シ訓練センター」と同種の協力がドイツ・フランス、「日・ソフトウェア技術研修センター」と同種の協力がイギリス・アメリカ、それぞれにより行われているので、JICA本部の強力な支援を望む。

ホ 本部には、一人事務所の簡消、現地雇人服務規程の作成を要望する。

ヘ シンガポール日系病院を近隣諸国専門家、派遣職員

等の医療センターとすること、シ国の語学学校に日本語コースを設けることを提案したい。

ト 8月9日の独立記念日におけるリー首相のスピーチでは、昨年強調された「日本に学ぶ」はなかった。一般的には、日本のまねではなく独自の技術を追求し、今後日本に対しては、シ国の経済発展に沿った質の高い協力を要請してくるものと思われる。

(4) クアラ・ランブール事務所長(阿部信司)

10:10~10:20

イ 現在、当国政府の主導でジャパンフィーバーが燃え盛っている。

ロ 職業訓練生は、日本語研修を渡航前に6か月間受けることになっているが、5名の日本語教師を派遣頂きありがたい。今後もJICAが関与するものと考えるので、本部には宜しく願いたい。

ハ 直接交信の拡大について検討願いたい。

ニ 専門家の語学力で問題となったケースが2件ほど出たので、派遣前研修等宜しくお願いたい。

ホ ホテル代値上げに日当、宿泊料が追いつかず、調査

同等出張者が苦勞しているので、改訂願いたい。

(5) バンコック事務所長 (河面 明) 10:20~10:35

イ. 仕事量が増えると、中味が薄くなって十分なことが
できなくなるという危機感がある。たとえば、5ヶ年
計画で管理部門と業務部門とはっきり分けて2課制を
敷くなど、人員増と体制整備について真剣に考えて頂
きたい。

ロ. 自前の事務所をもつ予定であるが、これにより、今
後の円滑な業務の運営に資することができればと願っ
ている。

ハ. タイ側負担 (ローカルコスト) に関し、日本側も考
え方を少し柔軟にし、援助の一部に組み入れてゆくこ
とを考えてはどうか。

(6) 北京事務所 (八島継男) 10:35~10:50

イ. 現在の業務量は何とかこなしているが、業務の今後
の増え方を考えると、増員及び広い事務所の確保を希
望する。

ロ. 中国は広大なところなので、将来は上海あたりに支
所を設けてはどうか。

ハ 専門家、調査団を受入れる場合ホテルの確保は、受入機関が行うので、1ヶ月前までに予約されたい。

ホテル確保は事務所では対応できないシステムになっている。

ニ 専門家、調査団が入京後翌日に移動する予定があれば、日本での査証取得の際、移動地を記入しておくことが必要である。

ホ 長期専門家の宿舎の確保が困難な現状では短期専門家が続くことは止むを得ない。

ヘ 中国では中国語しか通じないので通訳の巧拙により効果が左右されることもあって、通訳の養成も今後考えて行くべきである。

ト 専門家は実技指導よりも講演の依頼が多く専門家自身不満・不安を感じているが、1回の講演で40～50人あつまるので、現地政府は効果ありと考えているようだ。

チ 携行機材の通関も受入機関が行うので、可能なかぎり前広の内容の通知が必要である。

(7) ラングーン事務所長 (武田慶一) 10:50~11:10

イ ビ国では受入れ体制ができていない。特に税関、出入国管理等の国内法が鎖国時代のままになっている。そこで、外務省が他の対ビルマ援助国と共同で受入れ制度の改善を申し入れて頂くことを希望する。

ロ そのためには、受入れ体制の状況、第3国の援助の状況、そしてそれらの問題点を本部企画部地域課の方で調査して頂きたい。

ハ 専門家については、開発途上国に対する技術協力を行うという認識が足りないような気がする。北海道や九州あるいは現地民間合弁企業に行くのと同じような気持ちで赴任されるのは困る。従って、派遣前にはオリエンテーションを十分やって頂きたい。とくに、リーダーの方、調整員の方にはプロジェクト・マネジメントについてやって頂きたい。

ニ 東京から赴任する場合、赴任前に冷蔵庫、クーラー等用意するのに約400万円、現地での家の確保に約200万円、1人あたり計600万円くらいの費用が必要となるが、仕度料が少ないので、在勤俸の改訂、住宅費の認定等、後方支援を宜しくお願いしたい。

(8) ダッカ海外事務所長 (村越俊雄) 11:10~11:20

イ 専門家、リーダーには言葉、知識の問題が一部あるにしても、これらはある程度事前に研修などで何とかなるが資質については難しい。

ロ そこで、コーディネーターは、若い人達でありJICAの職員も多いので、この人達の研修を行い、専門家等の定らないところを補う役割を果たせるようにしてはどうか検討願いたい。

ハ コーディネーター個人によっては理解が異なり、ある者はリーダー的意識で、ある者は事務的意識を持っているように思われ、上記研修でもってチームの和を保つような役割を果たすようにしてもよいのではないかと思う。

(9) カトマンドゥ事務所長 (平田一隆) 11:20~11:30

イ JICA事務所のステータスが低く、免税措置の面でも年間で世銀で3000ドル、アジア銀で1700ドルとなっているが、援助額オノの日本が700ドルとなっている。外交ルートで協力願いたい。

ロ 調査団でも協議、検討の期向を相手国に十分与えな

いケースがあり、不満が出ていることもあるので、配慮願いたい。

ハ 専門家については、質的問題、取組み方（目的意識、課された義務）の点で適格でないと思われる者が居る。

ニ L/LDCのこの国に対しては、技術協力と経済協力の調和がとれていない場合がある。我々が機材供与をしても相手方はメンテナンスできず、専門家の要請があっても、対応できないことがあった。

ホ 本年度中に事務所の統合をすることになっているが、形式的なものではなく、合理化された実質のある事務所としたいので、本部でも認識して頂きたい。

ヘ 事務所業務の簡素化として、JICA ベースの直接交信について検討願いたい。

ト 相手国の予算措置が困難なので、FOBカルカットからCIFカトマンドゥとして頂きたい。

チ 赴任国の一般の人々に日本の技術協力のPRのためこの秋には、外務省のバックアップも受けて、経済技術協力展を計画している。PRのためには、今後もJICAの予算措置を検討願いたい。

(10) コロンボ事務所長 (池田嘉弥) 11:30~11:45

イ ス国での専門家の活動は、アドバイザーというよりはオペレーターという性格が強い。たとえば、漁業訓練船関係で2名の専門家が派遣されているが、船長業務、機関長業務を行っている。このような専門家等の活動は本来の使命を損うことにもなりかねないし、技術協力の趣旨にも反するので注意すべきものと考えらる。

ロ 現地日本大使館は、これまでの援助実績の見直し、要請案件の背景調査を開始したので、事務所も連携してやって行きたい。この点、技術協力ということで、専門家の技術面だけに偏りがちだが、経済・社会・文化面の調査が必要と思われる。調査のための管理費を宜しくお願ひしたい。

ハ 当国への無償資金協力は、1000億円の予算になるうとしており、案件も港湾建設など地域開発的な大型のものとなつて来ている。

そのため、本事業終了後のフォローの問題が残り、その対応を考へて頂きたい。たとえば、少額機材の供与が考へられる。

(11) ニューデリー事務所長 (村上素彦) 11:45~11:55

イ インドの技術水準は非常に高く、インド側が中心となって計画を作り、それに基づいて我が方に技術協力を要請してくるところがある。

ロ このように要求してくるものが、先端技術であるため、我が方の目指す人との結びつきがあまりないように思われる。

ハ したがって、技術協力を量的に増やすことは難しいことから、既存プロジェクトを通じて日本の技術を伝える方向で行くことになる。

(12) リヤド事務所長 (安本秀夫) 11:55~12:10

イ 当国における技術協力は、わかりやすいものにしてもらいたい。

分野としては、民間では行えない行政技術、協力形態は専門家派遣事業及び研修受入事業、協力期間は長いものはむかず2~3年程度のもの、とするなどわかりやすい技術協力を行うべきである。

この意味では、現在行っている開調、プロジェクト等3件の案件のうち年数のかかるものがあるので、早

く効果をあげられるよう宜しくお願いしたい。

ロ、有能かつ経験豊富なローカルスタッフを確保するため賃金の値上げをお願いしたい。

(13) シリア駐在員 (木内志郎) 12:10 ~ 12:30

イ シリア政府は第5次5ヶ年計画(81~86年)の下に、総合社会開発計画を進めており、農業、道路、水道等が主なものとなっている。また、この国は、社会主義的計画経済をわがしてあり、公共部門の割合が高い。

ロ シリアへの技術協力は東欧圏が主として行っており、大型プラントプロジェクトで10名から数10名の専門家派遣のケースが多い。

ハ この国への技術協力は生産目標の達成がとくに重要視される。したがって、最終生産物と結びつく、協力隊、専門家の能力が試される状況下にある。

ニ、要請される資格条件等の高度化に伴う隊員のタイムリーな派遣ができない悩みがある。とくに水産公団の日本に対する期待が大きく、仏語圏派遣の隊員のBシニア、又は専門家の派遣を考慮願いたい。

ホ 実力のある隊員にはカウンターパートをつけて貰えるが、従来からの隊員活動は労務提供型がほとんどである。

実力を認めて貰うためには語学力が試されるので、赴任後のダマスカスにおけるアラビア語入門講座を更に充実させて頂きたい。

ヘ シリア政府からの身分証明証の発給が遅れているので、大使館からも後押し願いたい、而ドイツの場合は成功した。

ト 協力隊員に対する専門家並みの「損害救済金支給制度」の確立をお願いしたい。

(14) カイロ事務所長 (小泉純作) 12/10 ~ 13/15

イ 人員の面割をみて頂きたい。便法として、調整員の事務所への配置が考えられる。経理担当職員の事務所への配置も考慮願いたい。

ロ テレックスの活用を多くできるようにして頂きたい。本部と事務所、本省と大使館それぞれで行われるべき文書のデマクを整理願いたい。

ハ 現地採用職員が不足しているので、事務所経費の最

重点項目の一つとして取扱い願いたい。

二、研修員に対するオリエンテーションに利用するビデオ・テープの作成を検討願いたい。

ホ、調査団については、団長は英語を話す人を選んで欲しい。また、s/wの内容が各部によりばらつきがあるので特に便宜供与等の統一フォームが出来ないか。

ヘ、供与機材等の無税通関、事務所ウステータス事項が明らかでないので、技術協力協定の締結を本部と外務省との間で早急に検討願いたい。

(15) エティオピア駐在員（駒沢彰夫）13:15～13:25

イ、工団の住宅難（現在、4件の家に10人同居）と住宅には揃えつけない家具がないので揃えるのに多額の経費がかかることから、隊員の活動前の基盤整備経費を検討する時期に来ている。

ロ、工団の日本に対する協力要請が強くなっていることから、研修員受入の拡大、隊員、専門家の増派を願いたい。また、そのためには、派遣するにあたっての事前調査をする時期に来ている。

(16) ナイロビ事務所長 (柳井 進) 13:25~13:35

イ ジョモ、ケニマッタ プロジェクトにおいては、農学部の基本である附属農場の建設が進んでいない。本年8月/日ウクーデターで加速した経済的困難もあってケニア側負担部分の実施が困難となっている。

この点が一番頭が痛い問題なので、日本側のバックアップを宜しくお願ひしたい。

(17) ダレサラム事務所長 (谷川和男) 13:35~13:40

イ JICA 事務所員は *Non-Diplomat* であるが故に関係機関によっては JICA 事務所員との直接交渉を嫌うところがあるので、外交官としてのステータスを考慮願ひたい。国によっては、JICA と同様の機関のメンバーに外交官としてのステータスが与えられているところがある。

ロ 大使館と業務上の重複がかなりあるので、直接交渉の範囲を拡大して頂きたい。

ハ 技術協力協定を早期に締結願ひたい。

(18) マラウイ 駐在員 (長倉 寿) 13:40~13:45

イ 協力隊事務所は、ブランタイヤにあり、国際空港も

ここにある。ところが、最近首都リロングエに新国際空港ができ、近く機能するようになるが、これに伴ってマラウイ政府から協力隊事務所をリロングエに移すように勧告されることは明らかである。移転するとなると、ク〜8件の住宅を確保しなければならず、緊迫した問題となっている。

(19) サンビア駐在員 (中垣長睦) 13:45~13:50

イ 現地では、*Contractor* と *Volunteer* を混同しており、隊員派遣についても外部から人を調達するというように見られているフシがある。これでは協力隊の理念に反することにもなりかねず、もっと協力隊活動を知って貰う必要がある。広報活動の充実をお願いしたい。

ロ 任地では、原因不明の病気にかかることがあるが、数ヶ国を兼務する医師の派遣をお願いしたい。

ハ 任国には、JICA の事務所がない。相手国の同じ関係機関から専門家及び隊員の要請あるもその調整には苦慮している。本部関係各部の間で、前広の意見交換が必要と思われる。

なお、シルバーボランティアとJICAの関係も明らかにして頂きたい。

(20) ガーナ駐在員 (中野勝安) 13:50~14:00

イ 昨年の暮に軍事クーデターが発生、駐在員事務所から30メートル離れたところで銃撃戦。それに引続く午後6時以降の外出禁止令ノ週間と困難な事態に会い、その間、協力隊員の全員を駐在員事務所を集め、かねてより備蓄していた食糧で何とか切り抜けた。

新軍事政権成立後、6ヶ月を経たが、外国からの援助はソ連、リビア、キューバ等東側のみとなり、西側からのもものはストップ。パン、ビール等の物資は欠乏している。

去る7月20日、全協力隊員が新指導者ローリングスと懇談、隊員には頑張ってもらいたいとの励ましがあり、翌日の新聞にはトップニュースとして載った。そのため、隊員の派遣要請が増えるものと思われるが、パン、ビール、米、サトウ、バターもなく、あるのは魚のみという生活条件では慎重に対応する必要がある。

ロ、昨年は隊員46名が病気にかかり、そのうち主なも

のがマラリヤ。本年は17名の者が病気にかかり、うち13名がマラリヤであった。このように健康管理が大きな問題であるが、前日中にJOCVからメデイカル・コーディネーターが派遣されることになっているので、期待している。

(21) モロッコ駐在員 (鈴木治夫) 14:00~14:10

イ。これまで懸案となっていた、隊員の仏語研修、現地で駐在員事務所を被告とした訴訟、バス、トラックコースのカウンターパートの研修員受入れ、ジーゼル研修機材の供与及びその据付けのため短期専門家・協力隊員の派遣等、すべて解決された。たいへん満足している。

(22) テュニジア駐在員 (恵原裕樹) 14:10~14:20

イ。協力隊業務ののび悩みは、西ヨーロッパの不景気 → テュニジア人出稼者の帰国 → 彼らより技術的に劣るテュニジア在住の労働者の失業 → 人材面では発展途上国ではなくなったとの最近のテュニジア首相の弁 → 協力隊員派遣要請の減という形で説明されると思う。

ロ、3年間で隊員倍増という問題に関連するが、戦争も病気もなく気候的に問題もない当国において、奥地前進、現地人の中での活動、手づかみの食事という本来の隊員活動のイメージを変えて隊員を増やして行くべきかどうか検討の必要がある。

ハ 技術協力協定の早期締結を望む。

(23) メキシコ事務所長 (上原盛毅) 14:20~14:25

イ メキシコは、経済的な問題をかかえており、今までやったことのない為替管理及び国営化の問題をかかえているが、日本にとっては重要な国であり、困っているときに協力のチャンスと考える。

ロ、メキシコの日本からの帰国研修員は2000人近いが、同窓会が不活発である。2~3年に一度、各国から帰国研修員を東京に招いて大会を開くということをご提案したい。

ハ 調査団が群をなすと、態度のわるいところが目につくので、気付いたことを集めて絵入り、マナー事例集を作ってはどうか。

ニ、メキシコでは、JICA職員は事務及び技術職員という大使館員として扱われる一方、外部向けJICA

説明書があるので、相手国政府と話をする場合に大使館員とJICA職員それぞれの立場がときがある。このように混乱があるので、海外事務所所掌を規程で明文化して頂きたい。また、外交チャンネルを通じてJICA事務所として相手国からも認知して貰いたい。

ホ 大使館と事務所のデモケ、ガイドラインの見直しも検討願いたい。

(24) ホンデュラス駐在員 (田上 実) 14:25~14:30

イ 当国は、協力隊活動の評価が高いので活動しやすい国であるといえる。

ロ 隊員の3年間倍増計画という観点からいうと、

(1) 医療関係のカウンセリング専門隊員の派遣による隊員の健康管理

(2) 協力隊業務上専門家なみに協力できる職種の確立、及びプロジェクトについては一般の隊員活動とは区別した支援の確立、さらに

(3) 日本側での隊員の住居手当の配慮、

以上の3つを考慮すれば、当国における倍増は可能

と考えられる。

(25) サンド・ドミンゴ支部長 (山崎信雄)

14:30 ~ 14:40

イ 当国においても国家財政がひっ迫しているので、日本に対しては、融資額の増大を要望して来よう。技術協力においても、水産、放送、畜産等の要請をして来よう。

ロ 研修員受入事業に関連して、日本への元研修生、留学生の同窓会が活発されようとしているが、合計90名、うち80数名が元研修生であり、同窓会予算を宜しくお願いしたい。また、当国に対する研修員受入れ数の割当増、コースの多様化を希望する。

(26) ボゴタ事務所長 (石井和男) 14:40 ~ 14:50

イ 当事務所開設後2年半ずうと1人事務所でやって来たが、今や仕事量のうえで限界に來ていると思われるので増員を検討願いたい。

ロ、研修員関係では、受入枠の拡大をお願いしたく、また、同窓会にて日本の文化、経済等の講演会講師の派遣の実現を希望する。

ハ、専門家派遣については要請が多く、開発調査については社会開発、農業開発等要請があり、プロジェクトについても本年医療協力の分野で始まろうとしており先方にもプロジェクト協力の認識が高まっているので宜しく願いたい。

ニ、移住業務の関係では、日本との緊密な関係を長く保ちたいとの希望のあらわれとして、日本語教育、奨学金交付を検討願いたい。

ホ、先方は、協力隊に興味をもっており、また、元 JICA 理事の長崎大使が熱心なこともあって今後正式な要請が来るものと思われる。

ヘ、なお、当国の治安の悪さが日本では特に強調されすぎているように思われるので、一言。

(27) ブラジリア事務所長 (梅谷重夫)

14:50 ~ 15:05

イ、ブラジル人に接するにあたっての問題点を述べたい。

我々のよく接するミドルクラス、たとえば技術協力に関する窓口の SUBIN の人達と接する場合

なかなかひとすじなわに行かない。そして、ドイツ系ブラジル人は落ち着いていて我々としても対応し易く、アラブ系ブラジル人からは予想できない答が返って来る。黒人の血の強い人達はあまり自信のない返事が返って来る。このように人種によって対応を考えなければならず、我々としても疲れるところがある。

また、ブラジル人自身の内部での意志統一が難しいようで技協業務に支障を来すことがある。

(28) リホデジャネイロ支部長 (百瀬昭三)

15:15 ~ 15:25

イ 本年1月に計画移住者導入枠の申請をしたが、今もって承認されていない。農地改革院等の関係機関の担当者交替したり外国出張という理由のほか、計画移住廃止論と JAMIC・JEMIS の清算とも相俟って手続が遅れている。今後は、ブラジリア出張所を窓口とし、大使館の協力を得て相手方に強く要望して行きたい。

なお、新外国人移住法の成立、移住審議会の設置に鑑み、ブラジル国は移住者の受入れについて量から質

に変化させていることを我々としては認識すべきである。

ロ、管内移住者は、とくに問題はないが、昨年末には従来の長期低利融資が受けられなくなり、今後はブラジル金融制度に従うこととなるので、合理化が必要となって来よう。

ハ、今後の接護の問題としては、地元からの要望として集団入植地における電話架設、学生寮の建設等に対する助成がある。

ニ、現地法人撤退後、アネックスに移住と技協それぞれの適正規模の職員の配置と増員をお願いしたい。そして、この際、公館アネックスを移住担当事務所から国際協力担当事務所に看板を塗りかえて頂きたい。

ホ、御承知のように、当支部は清算業務を担当しており、調査団、専門家の便宜供与を完全にこなすことは無理なので、この事情を本部において十分説明されたい。

ヘ、清算事務の終りまでには、なお日時を要すると思われる。

(29) サンパウロ支部長 (瀬田 和) 15:25~15:40

イ 清算に集中しているが、25年も続いた会社であるためなかなか難しい面がある。また、清算には多くの許認可事項がありその際の法令の解釈がブラジル側担当官で右往左往することがあるので時間がかかっている。

ロ 残ロツテ分譲を実施継続しているが、約5,600戸は「重要財産の処分許可」の手続を日本サイドで必要となるので宜しくお願ひしたい。

ハ 地券発給業務については、今後約600件あるが、登録所側の事務処理能力が、年間約200件となっており、このままで行くと3年はかかるといわれているが、支部としても努力している。

ニ バルゼア、アレグレ移住地不法占拠に対しては、未分譲土地処分完了まで人夫による見張りと言願巡査の警らを実施したい。

ホ 商銀への債権譲渡に際し、不良債権はあとまわしにしてとりあえず正常な債権を10月31日を目途に移転を実施する。

ヘ 医療教育等の当支部の業務委託先は、当方の指示する

会計報告、業務報告に不慣れなため、指導に2〜3年かかる。

ト 技術協力分野では、調査団・専門家への便宜供与等ブラジリア事務所の担当する業務を側面から援助しているが、本業務に精通している職員が少ないので、特に現採職員の本部研修を考慮願いたい。

チ 支部では、全ブラジルをカバーする農拓協の移住者の導入業務、南銀との総合調整業務、等々があり、清算の目途がつくまで最少限、今現在の人員が必要であるので、この点本部にも宜しくお願ひしたい。

(30) ブレーン支部長 (奥田隆男) 15:45~15:50

イ 生産量の増大と不況による購売力の低下によるピメンタ価格の低下に絶望感がみられたが、世界的に生産量が減って来ているので、近い将来価格の上昇が期待される。苦しい時をいかにもちこたえられるかが鍵となっている。

ロ トメアスの試験場では、ピメンタの病虫害防止対策に新品種の導入、品種の改良など真剣に取り組んでおり、成果が期待されている。

ハ ノノ月の総選挙が控えているため日本人移住地の電化、道路の建設が中断しており、総選挙後も再開が遅れる気配があるので、移住者達はJICAに急ぎの処置を求めて来ている。

ニ 当支部としては、今後、清算業務の推進、ピメントの病虫害対策の確立、日本語教育の強化、公民館の建設に重点的に取り組みたい。

ホ 57年度受入枠の承認が遅れている。そもそも伯国側は、移住者受入について資本と技術のある者という言葉をしているが、その具体的な基準は明らかでない。外交ベースで宜しく願いたい。

ヘ 支部の事柄は、3年でダメになるので買い換えの時期をはやくするよう検討願いたい。

(31) レシーフェ 支部長 (野和田光一)

15:50 ~ 16:05

イ ピオ12世移住地では、養鶏の産卵率が低いので養鶏専門家の指導が必要と思われる。リオ・ボニート移住地でも、バラ菊等の花卉類は採算の苦しい作物であり、営農の多角化が要請されているが、そのためには、農

業専門家の指導が必要である。

さらにイッペラ、ウナ等の移住地では、ゴム、ココア、ガラナ、ハハイマモン等導入されているが、値崩れ等により、新規作目の導入の意欲旺盛なるも、相談相手となる専門家がない。

ロ、バイア地域には農業者の約おふ多が定着しているのでこの地域を中心として援護業務を進めて行きたい。その内容として、前に述べた農業専門家の指導に加え、教育、医療その他営農を行うにあたって社会生活の環境整備をはかりたい。

ハ、受皿団体は、レシーフェ日本文化協会及び設立予定のバイア州日伯文化協会連合会としたいが、後者については人材が不足しているため設立が遅れているのが現状である。

ニ、貸付金債権の南銀へ譲渡する問題については、優良債権の分は直ちに譲渡を実施するが、6ヶ月未満滞っているものノダ件は銀行ベースで不良債権とされるので、手形の書換え、債務弁済契約の締結等本部において検討願いたい。

また、債務者の死亡等による全くの不良債権は16

件あるが、債権償却の基準を作って頂きたい。

ホ 専門家等の件で電報が来るので便宜供与等を行っているが、本部指示は移住業務のみであることもあり、今後増えると思われる技協業務のできる体制整備を宜しくお願いしたい。

(32) ポルト・アレグレ支部長（加茂富士郎）

16:05 ~ 16:20

イ 受皿団体は、南日伯援護協会と決っているが、まだ弱体なので、その強化育成に重点を置いている。支部職員1名を同協会に配置変えることを考えているが、同職員が融資業務を行っているため、南銀への移管の目途がつかず、配置変え出来な状態である。

57年度は受皿団体への業務委託費、謝金部分はなかったが、58年度からは不可欠なのでよろしくお願いしたい。

ロ 公館 ANNEX の肩書として *Escritorio* から *Escritorio Publico* というような公的機関である名称に変えることを検討願いたい。

ハ ANNEX における経理事務は現地職員に任さざるを

得ないこととなるので、会計事務研修会の開催をお願い
したい。

(33) リマ事務所長 (平林武尚) 16:20~16:25

イ 当事務所は、所長1名、所員1名、協力隊調整員1
名、その他現採クラーク、運転手、秘書という構成に
なっているが、調査団・専門家等常時60名強及び年
間研修員約90名に係る通常業務、先方関係機関との
接触、等々業務量が多く、人員不足となっているので
適正な事務所整備をお願いしたい。

現在のところ、派遣職員、現地採用職員とも休暇を
とれる状態ではなれほどであり、健康管理面でも不安
があるので宜しく願いたい。

(34) サンタ・クルス支部長 (平野重利) 16:25~16:35

イ 建国以来190回のクーデターが起こり、50年以
降4人目の大統領ということで、当国では政情不安が
恒態となっている。そのため、大使館筋では新規の専
門家、協力隊の派遣は少し安定するまで待つべきとの
話もあり、支部としても緊急連絡網をいかに確保する
か検討したい。

ロ、次に経済情勢が非常に悪化しており、現在の為替下落で10分の1の価値しかなくなっている。また、銀行自身が一定期間閉鎖されペソ自体が不足し、従って小切手も信用されなれという事態に至っている。

そのため、銀行閉鎖時における手持資金の拡大という問題を検討しておく必要がある。また、移住融資事業における回収された現地通貨がかなりあり、ドル売却停止という状態の中でヤミドルにまで手を出して資金管理を行うべきかという問題を検討する必要がある。さらには、移住者に対する貸付けは外貨建てとなっており、常識を越えるまで為替差損を移住者に与えている。

ハ、政情不安、経済の悪化という状態にある発展途上国であるからこそ技術協力の必要性が出て来ることを認識頂きたい。また、このような時代であるからこそその国の最も必要とする農業分野の技術協力を積極的に進めたい。

(35) アスンシオン支部長 (小島俊朗) 16:35~16:50

イ 移住業務についてのいえば、パラグアイ国経済の全般

的不況の中にあつて、大型機械導入による借金の高金利、かんばつ等で大変なイグアス及びアルト・パラナ両移住地に対しては、各農家に対し自ら反省、努力するよう自覚を求め、健全経営のフラム及びコルメナ両移住地に対しては日系農業のリード化を図り、さらには、アスンヨオン近郊の借地農独立対策としては、本年度中に小移住地の建設を行いたい。

ロ、経済技術協力業務では、今後、地方における優良案件の発掘に焦点をあてること、プロジェクトを進める場合、農業道路、医療、インフラなど複合的に対応する必要性があること、JICA試験場の専門家養成機関としての活用をはかること等を提案したい。

(36) ブエノス・アイレス支部長（末次輝雄）

16:50 ~ 17:05

イ 支部は、技協協定上の実施機関と指定されているが移住協定上では、そうではないので、大使館から側面的援助を受けて、口上書発給による両協定の団体として認知頂くべく現在努力しているところである。

ロ、移住業務については、首都圏以外への移住者の受入

れ、花卉栽培・クリーニング他、職業分野の多様化が今後の課題である。また、2世、3世が誕生して来ているので、従来の「移住者対策」から「日系人対策」へと政策転換をかけるべき時期に来ていると考える。

ハ、技協業務については、当国が「中進国」であることから比重が低いのが現状であるが、国別乃至発展段階別政策を確立する必要があると思われる。

また、資源・食糧の大国である当国への技術協力は、わが国の総合安全保障の観点から対処すべきである。

二、なお、技協協定上、事務所に対する特権免除規定がないので、事務所が日本から、車、事務用品を入れる場合不利になっている。今後の技協協定を締結する際考慮して頂きたい。

(37) キャンベラ駐在員 (長谷川勝久) 17:05~17:20

イ 1980年12月、日豪間で相手国理解の促進を目的とするクーキングホリデイビザ(期間1年、労働許可付)の制度が発足したが、キャンベラからシドニーに当事務所が移転すれば、右制度で来豪した青年が事務所を訪れることが予想される。これらの青年に希望

があれば移住手続の指導を行うことを検討すべきである。

ロ、事務所移転が実施されれば、邦人移住者の導入拡充、定着促進その他の業務のうちが拓げられる余地ができることになると共に広大な豪州内に散在する各業務拠点をカバーし多岐にわたる業務を行う必要があるので、増員を強くお願いしたい。

(38) 西サモア駐在員 (豊嶋一郎) 17.20~17.30

イ、西サモアは、オーストラリア、ニュージーランドあるいは我が国の援助がなければやって行けないところであり、今後も無償協力案件、再門家の派遣要請は増えると思われる。しかし、協力隊3年総増計画に関連して言えば、西サモアだけをとり人口16万人のところは隊員が26名おり、人口1,500~1,600万人のケニアに置き換えると2,600人の隊員がいるのと同じことになって、西サモアに隊員を増やす余地はないと考える。

もつとも、トンガ、クックアイランド、フェニックスアイランド、フィジーの周辺島国に対する派遣

を考えるならば現在の30名から60～100名とすることは可能であろう。

ロ フィジー大使館はトンガを兼轄しており、他方、JICA 西サモア駐在員もトンガを兼轄している。場合によっては協力隊に関する情報がトンガ側からフィジー大使館に来ては私のところに来ず、あるいはその反対のこともある。従って、兼轄の場合一定のルールが欲しい。

ハ 西サモアに派遣している専門家ノ人があり、この人からの問題提起があった。JICAから同専門家と連絡でトンガまで来て検診を受けるように言われたが、そのためにはウェリントンの大使館まで行って渡航先のビザをとらねばならず、お金もかかるので、とり止めにしたという話である。

(39) ロス・アンジェルス駐在員 (矢部義夫)

17:30～17:40

イ 南米移住者に対する後方支援業務は少なくなって来ているが、JICA 扱いで派遣された長期研修生のアメリカにおける総合連絡窓口など何らかの役割が果せるので

はなりか。

ロ アメリカ合衆国にはあらゆる種類のデータ・文献があり容易に入手できるので、世界の各地にいる専門家及び協力隊員に送付することもできると考える。

ハ 本部では評価検討委員会を設けるなど評価活動に力を入れているが、米園側の USAID、平和部隊との間で業務面での共同研究を行うという新しい事務所の役割を提案したい。

二、移住業務に関連して、米園移民法の改正が論議されている。失業率が10%を越えた米園の事情もあって、親族でも移住が認められず、また、日本、フィリピン等からの小教民族系移住も難しくなるという基本的には移民制限の方向が打出された。上院では可決され、現在下院に回されている。

(40) トロント駐在員 (佐々木 仁) 17:40~17:50

イ 移住者の問題として、移住直後における、就職、住宅の確保、子弟の学校入学手続等の際、種々とサービス機関を利用できるのに、その方法がわからないという短期的なトラブルがある。また、入植後数年経って

来ると冠婚葬祭等に関する身土相談をするところが無い。そのため、JICAとしては、移住者自身で解決できるような互助組織を作るに際し側面的に応援すべきと考える。

ロ、移住者が二番目に多いバンクーバーに現採職員をノ人配置しているが、移住者に対するよろず相談に応じることのできる人材確保のために給与面の待遇をよくすることを検討願いたい。

ハ、カナダでは、失業率12.2%となっており、移住制限が行われているが、景気の方もぼつぼつ底と見られ、まもなく上向きとなり、制限も解かれるものと思われる。

(4) ネパール駐在員 (小松征司) 17:50~18:00

イ ネパール国政府からは非公式で要請が出て、隊員の試験の終る直前に公式化する場合があったり、また、隊員の到着まぎわにアグレマンがとれるといった場合があつて、事務手続の遅延というネパール国側の問題がある。

ロ、ネパール国の第6次5ヶ年計画(1980~1985

年)は地方開発に力点を置いているので、これに伴って派遣隊員の *hill area* への展開を考えているが、65%の人口を占めるこの地域との郵便、電報はなかなか思うように行かないところがある。そのため緊急時の救出、とくに飛行機の飛べない雨期の救出は問題であり、今後、隊員の安全配慮について考えて行きたい。

ハ 最近の隊員平均年齢は26.5才であるが、高度成長時代に育ったためか野性味に欠けるように思われるので、現地志向型の訓練を行った方がいいのではないか。

(42) ダレサラム事務所協力隊担当職員(吉川浩史)

18:00 ~ 18:10

イ タンザニアは LDC の国であるが、東南アジアと違い、かなりの手取り足取りというやり方でないとうまく協力できないところだと思う。

ロ 住居の確保は大きな問題で、1週間も空ければ他の人が入るということで、時間をあけずに次の隊員にゆずるといった方法をとらないといけないうので苦労する。

ハ 隊員の病気については、栄養をとり、規則正しい生

活をしていけば問題ないが、食用油、砂糖、小麦、等
手に入らず、兼も十分でない。

その他タバコやマッチ等も手にはいらない。隊員に
は、生活用品購入資金として手当の1~2ヶ月分を支
給を検討願いたい。

二、隊員との通信網については、マラリアにかかって1
週間も放っておかれたというケースもあるので、改善
して行きたい。

ホ、治安状況は、昨年は銃を持ち出す者や事件など新聞
にも載ったりしたが、今年はそのようなことはなく、
日本でいわれているほどではないので愈のため。

一、隊員の各職場では、外貨が不足しているためか、パ
ーツ、機材を買える状況にない、相手国側の自助努力
を考慮しつつ必要なものを援助するという予算的措置
を宜しくお願いたたい。

総務部業務説明及び質疑応答

日時 昭和57年9月17日 9:20～10:10

1 業務説明

(野村理事)

(1) 橘理事の後、私が総務を担当することになりました。

(2) 定員問題について申し上げますと、我々としてもこれを増やしたいと努力していますが、状況は非常に厳しいものとなっております。

昭和57年では、新規増員が本部5名と海外事務所8名の計13名ありましたが、他方、伯法人解散に伴う15名の減員と昭和56年8月25日閣議決定に基づく第6次定員削減計画による9名の削減の計24名減ることとなり、定員は差引き11名の減となっております。事業団設立時の昭和49年から累計しますと26名の減となっている次第であります。

政府の方針であります「人作り」による技術協力の重要性を考えますと、定員予算も増やしてゆかねばなりません。この点現状は遺憾です。

なお、役員につきましても、昭和52年2月の閣議決定に基づく特殊法人役員縮減計画により、本年度中に2名の役員満限をはかり、既に、7月31日付で岸田理事が退任されましたが、後任を補充しないという形で行われています。

- (3) 次に概攝の問題ですが、国内では、漁業事業部、無償資金協力部及び青年海外協力隊事務局にそれぞれ調査役を設け、また、東南アジア漁業開発センター業務室が概攝調査業務の委託が終了した関係で廃止され、新たに国際概攝業務室を設けました。この業務室は、国際概攝に対する専門家派遣及び単独概攝の供与等を行っております。

海外では、ポート・モレスビー、イスラマバード及びサンチアゴの各事務所を本年度中に開設すべく先方政府に既に申し入れております。加えて、キャンベラからシドニーへの駐在員事務所移転、協力隊事務所との統合を、マニラでは春に実施済み、ダッカでは10月1日の予定で進めており、カトマンドゥでは事務所物件をさがしている最中です。

私も事務所統合の過程を出張により現地で見えて来た訳ですが、その海外事務所と駐在員事務所の方々の間には、哲学のちがいか実施上の問題があるように見受けられました。しかしながら、両事務所を統合するというのが大方針でもあり、今後とも協力願いたい。

- (4) さて、来年度の機構については、研修事業部に調査役、社会開発協力部に次長、医療協力部の現在3医療協力課を2つに分けて保健医療を行う第1課と人口家族計画及び難民問題を扱う第2課を、さらに林業水産開発協力部に水産開発協力課をそれぞれ設置したい。そして、機構の最重点は、「国際協力総合研修所」の設置であり、来年度を目途として、とりあえぬ所長以下ク名で施設を借上げ、行く行くは施設をつくりたい。なお、この研修所の大きなクツの柱は、(1) ライクワーク専門家の確保、(2) 専門家人材の養成、研修、(3) 技術移転の調査研究、及び(4) 技術移転の情報整備であります。

- (5) 来年度海外事務所については、パリ、フィジー、スバ、及びパナマの3ヶ所に設置したい。パリの場合は、

(1) アフリカ・仏語圏への専門家協力隊員等に対する一種の後方支援、(2) 仏語研修、(3) OECD (DAC) 等国際機関との情報交換を考えています。

(6) 次に、来年度の増員問題についてですが、政府全体の方針は57年度要望並みで設定されておりますために、10名の枠でしか要求できなれいことになっていきます。国内は10名で、企画部地域課、研修事業部管理課、社会開発協力部海外センター課、無償資金協力部基本設計課、青年海外協力隊事務局派遣課、同駒ヶ根訓練所、筑波国際農業研修センターの各所に1～2名の増員と先程述べました国際協力総合研修所の3名（なお、3名のうち2名は振替）を要求したい。しかし、これだけでは対応できず、国内については、さらに10名分を新規振替により人員を配置したく要求したい。

海外については、パリ、スバ及びパナマ事務所の新規増員3名となっておりますが、マニラ、ジャカルタ、ダッカ、ナイロビ、クアラルンプール、ブラジリア、リアド、カトマンドゥ、シドニーの各事務所1～2名ずつの振替による増員要求を行いたい。この振替は、移

住部門の国内施設の定員をもつて充当されるようにしたい。

(7) 次に臨調問題についてですが、去る7月30日に、行政改革に関する第3次答申が行われました。これには、いくつかの経済協力の問題について言及されていますが、我々としては、問題を先取りして実施しております。

第1番目には、経済協力の総合的な企画と実施が必ずしも十分行われていないとの指摘がありました。

第2に、援助案件には、相手国の実態に適合していません、非能率的なものがあり、援助案件の評価体制が必ずしも十分でないという問題がありました。この点我々としまでも、実態に則して能率的に案件を発掘・実施して行くべきであり、それゆえ総合評価のための予算要求をしており、評価検討委員会も作っております。

第3に、新たな中期目標の確実な実行と事業の効率的な実施のためには、国別発展段階別援助に関する基本的な指針を策定すべきであるということが言われてい

ますが、我々としては、昨年地域課を作り、きめの細かい政策づくりに取り組んでいます。

第々に政府開発援助と民間ベースの経済協力の適切な役割分担の下に、両者が相互に協調・補完しつつ相乗効果を生むような経済協力を推進すべきとっています。

第々に、政府及びその実施機関において政府開発援助に関与する専門的能力を備えた人材の養成・確保を行うべきであるといわれておりますが、これは我々の国際協力総合研修所の構想に連がるものであり、重点的に取り上げております。

第々に、OECD と JICA との間の連絡協議を密接にし、業務内容についてお互いに定期的な会合を活動するとともに、技術協力ミッションへの資金協力担当者の参加を促進すべきことが言われております。OECD との間では、最近では2ヶ月に1度、事務レベルの会合を持ち、資金協力担当者の技協ミッションへの参加も必要な場合実施しております。

第々に、JICA に対する主務官庁は外務省ですが、主務官庁の監督は基本的、政策的な事項にと

ども、その他は権限を実施機関に委譲し、事業の円滑・迅速な執行に努める、ということが言われております。これは、我々が向題にしております直接交信にも関連するものでもあります。

(8) 技術協力協定とJICAのステータスについて私見も述べたい。

我々としては、相手国政府との間で技術協力協定が締結されてJICAのステータスが認知され、幅広い特権免除が認められるのが望ましい。

ただ、OTCA時代からの長年の歴史とか経緯もありますし、相手国政府がJICAをどのような形で認めるのかという相手側の事情もあります。また、我々として技術協定で欲しいのは特権免除ですが、相手側としては、全般的な経済技術協力協定あるいは科学技術協力協定によって相互に恩恵が得られるようにして欲しいというように考えが一致しないこともあります。また、技術協力協定で相手側に特権免除を認めさせれば、レシプロシティを求められるという問題も出て来るとでしょう。

そこで、一般的に申しますと、各在国においてはどういう形の協定が可能なのか、他の国の場合はどうやっているか等具体的に現地大使館に申し上げて頂きたい。

2 質疑応答

(1) 兼轄の問題について

〔山崎サントドミンゴ支部長〕

昨年大使から我々のドミニカ国の他バハマ・ハマйкаリ地域についてできるだけ兼轄して欲しいと言われているが、この問題をどのように考えるべきか。

〔高橋総務課長〕

兼轄については、ナイロビ事務所についても同様の申出がある。しかし、兼轄にはそれなりの予算措置も必要であり、又、ノケ国ノ事務所という海外事務所設定の基本的な考え方を変えるということでもあるので、慎重に検討する必要がある。ナイロビ事務所の場合は運用で兼轄を実施しているが、当面はこのようなやり方で行い、不都合があればきちっとしたものにすべきだと思う。

また、よい考えがあれば教えて頂ければと思う。

〔柳井ナイロビ事務所長〕

兼轄の実情としては、在ケニヤ日本国大使館は、ケニヤ、ウガンダ、マラウイ及びセーシエルの4ヶ国を持っており、その大使館業務を円滑にするには、JICA事務所も兼轄して欲しいと強く言われている。ウガンダについては、日本への研修生に関する業務だけである。マラウイには長倉駐在員が居るので問題ないが専門家については、大使館がカバーするもJICA事務所が業務を行ったらどうかという問題がある。セーシエルについては、調査団の関係の業務がある。

そこで、マラウイにいる専門家が健康管理のためにヨーロッパに行く際パスポートに渡航先を追記するにあたって、JICA事務所としては承認を与えたり、あるいはウガンダの研修員が日本に向かうにあたってナイロビでオリエンテーションを行ったり、実際に業務を行って来ている。

なお、東隣りのソマリアは在スーダン大使館が兼轄しているが、ソマリアの水産の専門家はナイロビ経由

で行ったり来たりするので、ナイロビ事務所へ立寄っている。このような場合、専門家のごことをよく承知しておくことも大切なことなので、専門家からの報告書コピーも送って貰うようになっている。

ところで、マラウイに行っている専門家に何か事故があった場合事務所からそこに行けないことはないが今のところ拠り所がない。

そこで、兼轄を組織規程に盛り込むところまでは行かなくても、本部・部長名の連絡文を頂き、大使館が兼轄しているところぐらひはナイロビ事務所も兼轄できるようにして頂きたい。

そして、何か問題があれば飛んで行けるようなバックアップをお願ひしたい。

〔未次ブエノス・アイレス支部長〕

隣のウルグアイまでは、飛行機で30分で行けるところである。この地域では実態上面倒を見ることができる。JICAの場合は、支部から外圍へ行くとき本部承認が必要であるが、在外公館の場合、泊以内なら承認が不要という例もあるので同じように取扱われる

よう検討願いたい。

〔総務部長〕

兼聴の問題については、今後もさらに検討し、具体的な措置をとりたい。

(2) 広報問題について

〔柳井ナイロビ事務所長〕

柳経済協力局長が先日ナイロビに来られたときに、在ナイロビの読売、朝日、共同通信及びリケクワタ名の記者を呼んで記者会見をやった。その際JICAの行っている事業はナイロビには多いが日本の記者にはJICAの事業をあまり知らされていないという指摘があった。

この点、今後検討して行くということになったが、その後大使館から聞くと、OECDナイロビ事務所は、日本の本部から資金的手当を受けて、在ナイロビ記者々名をOECDによる援助の下で建設した橋や空港を見せて回覧という企画を進行させているとのことであった。この点についても、JICAとして何らかの手当をお願いたい。

(総務部長)

趣旨はごもつともだと思う。バンコクでも同じような OECF のケースがあった。実施の問題というよりは、お金の問題がある。財政当局からも受けが悪い予算項目のひとつである。今後は、課題として、海外邦人記者を通しての国内 PR についても考えて行きたい。

(池田コロンボ事務所長)

スリランカにおける日本の援助は増えている。これに伴い国内外で批判が出ることもあり、朝日新聞とかが 23 日には外務委員会で個別に名指して JICA のプロジェクトについて批判が出された。しかし、JICA 本部からは、そのような情報は来なかったもので、この種の情報をも海外事務所知らせて頂きたい。

(総務部長)

ふっしやる通りだ。大使館ベースでは、その情報は届いていると思っているが、JICA ベースでは、その種の情報を流すというクセがまだついていないので、我々としても留意すべきことである。

(3) 国際協力サービスセンターの海外事務所補助業務

〔滝沢シンガポール事務所長〕

総務部資料説明の中にある(財)国際協力サービスセンターのJICA 海外事務所補助業務の対象がバンコク、ジャカルタ、マニラとなっている。57年度には他に計画があるのかおうかがいたい。

〔高橋総務課長〕

57年度は、3つの事務所について要求するもバンコクはひとつしかつかなかった。この補助業務の趣旨は、空港送迎という便宜供与を補助することにより人員の足りないところをカバーして行くことにある。シンガポールは便宜供与が多いところなので向いているかも知れない。今年は無理だが、来年度以降検討して行きたい。

人事部業務説明及び質疑応答

日時 昭和57年9月17日 10:10~11:00

(人事部長)

人事部の業務説明にはいる、その前に人事部関係理事及び職員を紹介する。(野村、長谷川両理事及び人事部管理職員紹介)引続き野村理事から、人事関係の業務説明をお願いする。

(野村理事)

一般的人事について説明する。JICAの定員は業務は増大するが増員は認められない上年々削減を受けており人手が足りないのが現状である。このような状況の中でどのように人事配置をするかまた、如何に職員の能力をフル稼働させるかが悩みである。海外での業務量の増大は技術協力関係を中心に着しく、それだけ海外事務所的重要性も増している。当方としては海外への人員配置については増員及び能力の高い職員の配置をすべく出来る限りの配慮を行っている。JICAの職員数は9月1日現在で休職扱い職員を含め101名である。

そのうち海外勤務または、研修を受けている職員は、289名で全体の四分の一に相当する人員を海外に擁している、これはJICAの大きな特徴であるがそれだけに海外に派遣しうる職員の養成、研修とすることが極めて重要でありこの点については、語学研修をはじめとして配慮している。

この後、「説明資料」に基づき説明

〔長谷川理事〕

労務、給与関係について説明する。

「説明資料」に基づき説明

〔人事部長〕

只今両理事から人事部の業務説明があったがこれに関する質問、または本説明以外のことでも結構、質問があればどうぞ。

〔ナイロビ事務所長〕

次の4点について伺いたい。

第1点、調整員等休職扱いの3名について出勤簿等管理について。第2点、事務所職員の休暇の取扱い。

第3点、事務所職員が任国外旅行の許可。第4点、住宅の夜間警備員をJICAの予算で備えること。

〔人事部長〕

第1点の調整員等休職者の出勤簿等管理については、協力隊調整員は協力隊ごまた専門家は専門家活動の一環として各業務部で取扱うものであり、人事部では関与していない。

第2点の派遣職員勤務管理については、現地主義をとっている。一昨年「達」を定めこの「達」に基づき各機関の長は当該事務所の休日・休暇、労働時間等総裁に申請し承認を得ることになっている。

海外勤務者の労働条件は便宜供与等厳しいものがあるが超過勤務手当は支給出来ない。

第3点については、人事課長から答える。

〔人事課長〕

任国外旅行については、所長の場合本部承認、所員の場合は所長の許可ということで行っている。

〔人事部長〕

第4点については、総務部や経理部にも関係するので直ちにはお答えしにくい。

〔ナイロビ事務所長〕

住宅の夜間警備員備上については、大使館、OECFとも月額ノボドルが予算化されている。横並びかどうか伺いたい。

〔人事部長〕

研究させてほしい。

〔西サモア駐在員〕

住宅手当の見なおしが7～9年行われていないが改訂のメカニズムはどうなっているのか。

〔人事部長〕

近隣諸国の状況や在外公館の基準を参考に決定している、実態にそぐわないと思われる場合は調査資料を送ってほしい。

〔サンド・ドミンゴ支部長〕

当支部は、派遣2、現採1、雇員1、の4名であるが

現在は移住業務のみでなく、第三国研修、同窓会、調査団等技術協力業務等がでてきたことから言葉が非常に大切になってきている。このようなことから派遣職員については、日常会話は勿論のこと通常業務に現採職員を通訳にたのみならずともいろいろな語学に堪能な職員を派遣してほしい。また、現地で本人が1~2年語学研修をするよう義務付けるなどしてほしい。

少数精鋭主義が望ましい。

〔人事部長〕

職員の語学能力が不十分であれば、勉強するよう支部長が職員を指導してほしい。

〔マニラ事務所長〕

個別打合せの時申しあげようと思ったがここを質問する。8月20日当事務所へ着任した職員が在勤俸の前払いを受けずに来ているが赴任時には非常に金がかかる。以前は、前払いを受けて来ていたが、専門家(プロジェクト調整員)との比較においても如何なものか規定上できないのか、運用上できないのか。

〔給与課長〕

現在給与の計算は電算化されており、本人の希望を考慮するとインプットに支障を来すこと、また前払いは規定上出せないし、運用上、給与事務の煩雑なりをさけているのが実状である。

〔人事部長〕

給与計算上の制約によるのか経理のルール上の制約によるのかを十分調査し検討するようにしたい。もし、給与計算事務上の制約からであるならば改善措置を検討したい。

〔ラングーン事務所長〕

所員の増がなかなか認められない現状においてプロジェクトの調整員を増すことによりカバー出来る。プロジェクトに調整員派遣が必要な場合、争業部と人事部はどのような点を考慮し決定されるのか。

〔人事部長〕

各プロジェクトのニーズを把握し職員を派遣する。職員を派遣するプライオリティーの高いものにつき派遣し

ている。どうしても、職員が派遣出来ないプロジェクトについては、財団からの派遣員（通訳業務が中心）も若干ケースとしてはある。

〔長谷川理事〕

各プロジェクトの専門家のステイタス等につき対応の方法はある。調整員は必ずしも職員でなければならぬということではない、運用上種々の可能性があると思う。協力隊のBを調整員として活用する可能性もある。

〔ブレーン支部長〕

海外の職員住宅の使用状況について質問したい。昨年使用料の改訂があり現在使用料を徴収している在外住宅の管理運営について今後人事部としての考えを聞きたい。

〔人事部長〕

一昨年の監事監査で指摘されたことでもありかねてより本件につき問題意識を持っている。昨年は南米における職員住宅の状況とその管理体制につき調査も実施した。その結果在外の職員住宅は固定資産台帳ともマッチしていない点もあることが判った。現在、経理部から在南米

各支部長あて本件につき調査の上報告を求めている。人事部としては、これらの報告を受けたあと管理のしかた、使用料あるいは将来は在外住宅は無料とする等の点も含め検討していきたい。

〔バンコック事務所長〕

海外に職員を派遣する場合、任期を明示してほしい。人事上難しいのか、検討される余地はあるか。

〔人事部長〕

結論的に難しい。本部、国内センター、地方支部の職員と同じように在外についても任期を明示するのは難しい。但し、在外に勤務する場合は生活設計子女の教育等の問題もあり質問の趣旨はよく分る。したがって赴任前にはおおよそのところを話している。

〔サント・ドミンゴ支部長〕

従来移住部門においては、海外勤務の経験がない者は管理職に登用しない方針であつた。若い人は余り海外に出たがらないと聞くがどうか。

〔人事部長〕

職員は幅広い経験を持つ必要があり、海外勤務の経験も望ましいものと考えている。

〔ブエノス・アイレス支部長〕

野村理事の話にもあった様に在外に勤務する職員の数が二割程多くなった今日、本部の支援体制を固める必要がある。従って窓口的な課を設ける必要があるのではないか。

〔人事部長〕

現在の職員課で海外に対する福利厚生を拡充していくことも必要と考える。また、在外公館課的なものも必要でないかという意見もあるが、人員が少ない現状では課を新設することはなかなか難しい。

経理部業務説明及び質疑応答

日時 昭和57年9月17日 11:10~12:10

1. 業務説明

(経理部長)

理事及び経理部管理職紹介

(瀬川理事)

昭和56年度の予算執行率は可成りの成績を挙げている。(別添「交付金支出予算の年度別決算額調」参照)又、昭和57年度予算についても順調に執行されている。8月末に実施された本部会計検査院による会計検査については特段の指摘事項はなかった。

昭和58年予算概算要求に関しては、8月末要求書を提出、9月初旬、大臣省担当主査説明を実施した。

事業団予算の執行を適正に実施していくためには、在外においても団全体の財政状態を承知しておくことが必要と考えられる。事業団事業費については、周知途上国の要求に比べれば、まだまだ少く、一方人員増は現状にふりては望みようもなく、かつ管理費予算も少い。

アメリカ AID にみられる様に、援助量が増大しているにもかかわらず、その援助効果があらわれないという援助疲れという現象がみられる。

この様にならないためにも日本の財政状態を理解する必要がある。お手元に配布した資料「財政再建を考える」は大蔵省が財政キャンペーンに使用しているもので、これに沿って若干説明させていただきたい。

(省 略)

さて、次に全体会議においてローカルカレンシーの不足が話題になっていたが、事業団においても国内に研修センターを持っており、その運営費の一部を自己収入により賄っており、これが頸のいたれ問題となっている。つまり国庫に資金がなくなってきた（国債の発行がにびっている）、事業団に交付される資金が遅れがちとなり、その結果、金利（利息収入）が稼げなくなってくるという状況である。

このため 58 年度概算要求では、運営費の一部を交付金より繰入れるべく要求している。

国の一般歳出のうち、社会保障、恩給、防衛、経済協力費等は例外的に優遇されておるが、昭和 58 年度概算

要求は前年度予算額から5%の削減というマイナスシーリングを設定しており、例外事項についても前年度比9%増にとどまる見込である。

本年度5~6兆円の歳入欠陥が見込まれ、節約が厳しくなる。このことは58年度予算への影響も必ずであろうと考えられるところである。

〔 経 理 部 長 〕

1. ODA実績の説明
2. 昭和56年度支出予算執行状況表の説明
3. 昭和58年度概算要求額調の説明等

(「経理部説明資料」は省略)

4. 昭和57年度管理費予算について

全体で110億円であるが、その内人件費が60億円と約64%を占めており、海外事務所経費は10.7億円(昭和56年度が6.0億円)となつてゐる。国の財政危機もあり今年度節約は10%の1.5億円で、昨年度の倍となつてゐる。又、今年度の外貨関連予算はノドル229円の為替レートをとつており、この経費99,600千円の支出増とあいまって実質2.5億円の予

算減となっている。

このような状況にあるので、海外事務所経費の予算見直しに関し、各在外機関よりの要望どおりの査定はできない。

5. 在外会計検査について

先般、会計検査院、検査官が南米に出張した結果、次の指摘があった。

① ウルバノーバ宅地開発計画

今後の貸付にあたり現地の計画を十分見極めた上で実行するよう慎重な配慮が所要。

② セラード日伯農業開発協力計画

直営試験農場として200ha計画しているが、資金難のため30haしか開墾しておらず、今後どのように進めて行くのか。

③ パラグアイ職訓センター

機材を早急に引き取るように。

④ ブラジル農業研究計画

現地工事の進捗状況と足並みを揃えて機材を送すべきではないか。

- ⑤ サンパウロ、グアタパラ移住地堤外地区の地租
ブラジルにおける課税上の土地の概念はどのよう
になっているのか。

2 質疑応答

(カイロ事務所長)

1. 技術協力経費(無償等)について、単年度主義を変更
する考えがあるのか。
2. 技術協力の国別実績について早めに把握できないか。
3. 在外執行予算についてはこれを経理部が一括所掌して
処理できないか。

(部長)

答 1. 国全体が単年度主義を原則としており、翌年度予
算を約束するような契約はできない。

(財務二課長 — 繰越制度を活用していく方法がある)

2 国別支出実績の把握については、目下、電算機の
導入による予算管理の合理化を進めているが、まだ
ちょっと時間が必要である。なお企画部、総務部と
も調整検討したい。

3. 各事業部がそれぞれ予算を所掌しており現状と

しては難しい。

(財務二課長 — 各事業部がそれぞれ小事業と予算を一体として管理している現状では経理部だけの判断で包括的な示達はできない。)

(ダレサラム事務所長)

ノ、事務所物件の買上げについての考えを聞きたい。

(大使館の場合国有財産として取得しており、ダレサラムでは借上げは多大の経費を要する)

(部長)

答 1 在外資産の取得については、国によって、個々に異なるところであるが、昭和58年度既算要求ではバンコック事務所に係る土地買上げ、又、その他在外資産の取得に関する調査費を要求しているが買上げに至るまでは数年を要するところ直ちにこれが結論を述べることは出来ない。

配布資料 (省略)

ノ、 「 戦政再建を考える 」 (大蔵省)

2 57年度在外機関長会議 経理部説明資料

- (1) ODA 関係資料 (昭和56年における南米途上
国に対する資金の流れ)
- (2) 56年度支出予算執行状況表
- (3) " 決算額調
- (4) 交付金支出予算の年度別決算額調
- (5) 58年度概算要求額調
- (6) " (ODA 予算)

参考資料 (省略)

1. 昭和56年度会計検査院、会計実地検査受驗概況

企画部業務説明及び質疑応答

日時 昭和57年9月17日 13:00~14:05

1 事業説明 (野村理事) 別紙のとおり

2 補足説明 (市岡部長)

- ① 評価活動に関連し、現地での調査への協力をお願いする。
- ② 海外事務所からの業務報告等をもとに今後も援助地図を作成する。
- ③ 優秀な専門家確保に努力していきたい。

3 質疑応答

① 専門家の語学能力について

Q 出発前に語学のテストを行っているか。

A 派遣前研修においてテストをしている。派遣が決定している人を研修対象としているものであり語学が良くなりからといって派遣をとりやめることは無い。又語学手当は専門家へのインセンティブです。

Q 専門家の和文履歴書にA/B/C/Dのランクがあるがこのランクづけは誰が行っているか、権威ある機関が行

うべきではないか。

A 履歴書であり本人の自己申告になっている。

仏語圏では問題はないか。

① テュニジアは英語の話せるカウンターパートを見つけることでプロジェクトを開始したが、テ側が S/P をつけられないので仏語の出来る協力隊員の B とコーディネーターを派遣した。

② モロッコでは 5 名中 2 名は仏語で 1 名は英語の出来るカウンターパートを対象に実施している、2 名は仏語は出来ない。

② 調査団の日程調整について

A 調査団の派遣時期を調査調整会議の場で調整願えないか。

A インドネシア、タイ、フィリピンについて、56 年度の調査団派遣実績を調査したが、すべての調査団について調整することは困難であることがわかった。

そこで重要と思われるもの（事前調査、S/W 年次、協議）については調整をしていくこととし、さしあたり、事前調査団下半期派遣予定表を作成し、これを配布す

ることとしたので、各事務所もこれに合わせた予定を
作成して頂いてもらいたい。

別紙

昭和57年度 在外機関長会議(企画部) 52.9.16

I 事業実績と予算重点項目

II 企画部関連主要活動

- (1) 評価活動
- (2) アセアン人造りセンター構想の具体化
- (3) 地域別・国別実施の効率化
- (4) 専門家の待遇改善および一時帰国等許可手続の変更
- (5) 専門家等養成確保事業の拡充と国際協力総合研修所構想の具体化

III 配布資料

- ① 国際協力事業団業務の概要(56年度実績)
- ② 評価検討委員会資料
- ③ 援助地図(マレーシア他7ヶ国)
- ④ 海外情報 第1号
- ⑤ 事前調査団下半期派遣予定表
- ⑥ 海外事務所の手引(専門家の一時帰国等許可承認業務
論)
- ⑦ 総合研修所の概要(58年度要求)

調達部業務説明及び質疑応答

日時 昭和27年9月17日 13:50~14:40

1 業務説明

(瀬川理事)

調達業務については、いろいろあるが、私は一つだけしまって話しておきたい。

それは業務のシンクロナイズということである。シンクロナイズとはいろいろな業務の時期的な調和・同調を回ること、そのためには物事を計画的に考えることが条件になる。我々が諸業務を実施するためにも環境の変化に対応しつつ計画的にすゝめることにより効果や質の向上を図り、業務の総合的な効果を上げるようにしなければならない。

いろいろのプロジェクトリーダー会議で調達が遅いという非難がある。そこでどういう姿になっているか、統計をとってみた。それがお手許の資料にある機材購送業務進行例図である。

機材の到着が遅すぎるといふ苦情に対し出来るだけ早く送るよう努力を重ねているが、業務の実態を調査する

と陸揚するまでに237日を要しており非常に長い。これは必ずしも例で、平均からするとノカ月位長い。30日引いても207日と長い。これは購送請求書を受理したときからの日数でプロジェクトサイトで専門家がどんな機材が欲しいかという検討時点からの日数は入っていない。また、調達担当者はいくつも同時併行でやっている。この日数を短くするためには製造期間を短縮できないかということになると、ありふれた既製品を購送すればよいことになる。しかし、専門家の方々は特別なものだと分、新しいものを希望してくる。自動車でもその国の仕様でということだと4カ月位の納期がかかる。

そういうことで見積書についても業者サイトでそう怪小があるわけではない。また、仕様の検討項目、数量の確定にも日数をくう。

きちっとした仕様であれば問題ないが、そうでなければ、どういう研究に使う材料か等現場へ事業部を通じて問合せたりする時間もかかる。

ともあれ迅速化を最大のモットーにして調達業務をとりすゝめてきた結果、執行率は91%まで上げてき

ている。しかし、迅速化だけでは会計検査院審対外的にはダメである。

現地で機材が滞り残っていたり、遊んでいたりと、外部の人には目立ちやすく、早く届きすぎたとか受入体制がととのってなくて、もつとあとでよかったとかいうことも言われる。

ほかの業務が機材購送についてこねなかつたということかも知れない。

業務評価委員会で良い例、悪い例をいろいろ検討しているが結局、よく準備してやったプロジェクトが良かった、慌ててやったものは駄目だったという結果がでている。事前準備を良くし、計画的に行うことが重要だということである。

折角の援助が有効、効果的に使われるためには早くても遅く着いてもいけない。どうすればよいか。

購送期間が237日というと4月からやっても届くのは年末になる。予算単年度主義だから4月からということではなく、前年度から充分用意して適期につくような準備がいる。しかし、なかなかそううまくいかない。

次に機材の仕様は誰が振るのかという基礎はその知識をもっている専門家が適切なものを決めるわけであるが、現地ではカタログがない、値段がわからない、新しい機材が欲しい、ということで事前の準備もなかなか無理がある。専門家知らない機材もくるということが起る。いつ頃、どういう品物が必要かわかる環境を作ることが必要である。

心構えとして、全体としてプロジェクトの進行に同調させて調達をうまく生かすことが必要であるが、お手許のこの資料はその検討のための一つの資料である。

現地調達も同じで、適切な品物を適切な値段、十分なアフターケア等で調達できれば一番よい。事務所の人手の問題もあり、従来通り本部でやらざるを得ないが、やれるところはやってほしい。

コンサルタント調査団については、現地でコンサルタントの活動状況や情報などを、また、経費の使い方等誤りなどがあれば、それらの情報も寄せて頂きたい。

(上村部長)

資料として、49～56年度機材供与費実績及び56

年度別実績を配付している。

現地調達については、詳しい資料を送って頂き感謝する。それらをもとに検討し、本年6月に基本的な取扱い、考え方についてお送りした。マンパワーの問題もあるが、より合理的に業務をすすめるためにできるところはすすめてほしい。

機材購送期間の短縮については努力しているが機材調達に関する専門家の理解に疑問なしとしないところがある。

オリエンテーションをしても必ずしもよく理解して頂いているとも思えない。それで、仕様の詰めの問題も含めて専門家用としての「調達の手引」を作った。11月頃出来上る予定である。出来次第送ることゝしたい。

「供与主体の明示(ラベル)」は昨年、ジャカルタ事務所等の提案もあり、外務省とも打合せ、JICAマークを入れたものを作成した。9月20日納品になるので必要な枚数を送ることゝしたい。3カ国語(英、仏、西)作っているのですが、他は英語のもので兼用願いたい。

コンサルタント契約実績については配付資料を見て頂きたい。

調査業務の実績評価については、56年度から5千万円以上の案件について評価することにしており、該当するものについて各事業部から契約の内容を知らせている。

事務量が増えるがコンサルを選ぶうえで必要なものであるから協力をお願いします。

2 質疑応答

〔末次ブエノスアイレス支部長〕

ステータスとも関連するものであろうが、B/L オリジナルを大使館へ送ってくるので、大使館はコピーを支部へ送り、実際の引取りは支部が行う。従って引取りに余分な時間がかかる。

技術協力協定があるので、公衆と実施できる立場にあるので直接、B/Lを送ってほしい。

〔上村部長〕

事業部から外務省を届けてパウチで送っている。

日本政府の供与機材なので原則的には在外公館を通じてやることになる。直接送るとすれば外務省と協議することになる。宿題にさせて欲しい。

(瀬川 理事)

コピーを送ってそれでやってもよい。

(柳井ナイロビ事務所長)

無償案件だと思うが、79年か80年に入った3千万円程の木工機械が5つ位の部品がなく動かないでいる。先方では代理店もなく思うにまかせないでいる。部品のフォローシステムができないか、そうでないともったいない。

この点どう考えるか。

(瀬川 理事)

お説のとおりだと思う。本体を送るとき相当な部品を同時に送っている。日本から送ると、現地でエージェントがわからないことがある。

むしろ海外でエージェントを使ってやれば部品の仕入先もわかる等その方がよりの議論もあるが人手

の問題でうまくいかない。

できるだけ機材修理班も出しているが予算の点もあり全てをカバーできない。

国の状況によって違うが、先方に供与した後、いつまでも日本が見守るのでなく相手が運用していくことが必要である。

アフターケアについての努力は続けたい。

〔風間理事〕

本件が無償のもつとすると部品など少額無償（数千円）の協力が出来るようになったので、これで部品の供与や補修ができる。

大使館と相談、検討されたい。

事例は少ないが、そういう制度があることを、つけ加えておきたい。

〔谷川ダレサラム事務所長〕

引取り経費は、船積書類を相手国に正式に引渡した後、港での引取り、内陸輸送費などを相手国が予算手当することになる。

現在、C I F 価格が相手国にわかるのは船積後にな

るので、適期に予算措置ができない。引取りが長びき、倉庫料がかさむ。

予定価格がたったら、それに運賃と保険料の見込みを加えて概算を争務所へ通知してもらえれば、CIFの10～15%位で相手方とうまく説明してやることができ、金の用意をさせることができる。

(河面 操 / 課長)

現在、契約の段階で、事業部に内訳書を渡している。今後、争務所へ通知するよう徹底する。

(小泉カイト 争務所長)

第1に、コンサル調査団の現地調査費の事務合理化についてもっといい方法はないかということである。

専門家の現地業務費プール分を争務所で管理しているか、この方法を導入できないか。

第2に、プロポーザル方式で現地でのサポート体制がよくない方がでてきた。雇差の場合、見積金額を加味した評価点で決めることになっているので、金額で落とそうということもでてこよう。

プロポーザルは作文的な面もあり、金額の按配を防

ぐ方法を内規として検討してはどうか。

(上村 部長)

現地調査費の合理化については、コンサルタント実態調査の主目的の一つとしており、渡切費的取扱いができないか検討しているところである。

現地調査費の海外事務所への不達については、理想的ではあるが事務所マンパワーから実態的には対応できるかどうか。将来の方向として一案として承っておきたい。

プロポーザルは技術競争が主であり、現地支援体制が弱い方がでて来たということは書き方に落ちがあったのではないと思う。

将来は価格競争もからめて検討していきたい。

(瀬川 理事)

プロポーザルの評価において技術力に差がないときは価格を加味している。

今迄でも価格を勘案して逆転したことはあるが、例は少ない。お話の件は具体的にみないとわからないが技術の差ではないか。

現在、技術競争が主体であり、お話の件は価格競争をどの程度まで入れるかということであるが、お話とは逆にもっと価格競争を考えていきたい。

公式にはないが、検査官庁の方からも、もっと価格競争を生かせという気運も出されている。

〔平田カトマンドウ事務所長〕

ネパールは内陸国なのでCIFカトマンドウでやってほしい。専門家の現地業務費は僅かです引取り経費がもてない。ネパール政府も出せなくて、当事務所に泣きついてくるということで機材の入手がおくれる例がある。

契約のときに考慮してほしい。

商社を使う場合でカルカッタの通関がスムーズにいかずカウンターパートが行っている例がある。

商社としての代行の意味がない。

選考の際考慮してほしい。

〔上村部長〕

JICAの契約はFOBが多い。CIF契約については機材業務改善委員会からも宿題として出されている。特に内陸国についてはCIFの方が便利なので出来るだけとり入れたい。既に実行している例もある。商社が対施出来なかつたということについては、競争入札によつたものなので、やむを得ないが、お話しのようなことがあれば、商社指名の上で参考にしたかったので知らせてほしい。

研修事業部業務説明

日時 昭和57年9月17日 14:40~15:30

1. 下記の事項について説明した。

- イ. 昭和57年度8月末現在研修員受入実績
- ロ. 昭和57年度帰国研修員巡回指導班派遣計画
- ハ. 昭和57年度第三回研修実施計画
- ニ. 昭和56年度及び昭和57年度研修員疾病状況
- ホ. 昭和58年度予算概算要求の概要

2. 在外機関長会議報告書による問題点・要望等のうち次の事項について処理方針等を説明した。

- イ. 年間計画・G.I.の早期送付
- ロ. 直接交信の拡大
- ハ. 研修員受入枠の増加
- ニ. 受入決定通知の早期連絡
- ホ. 彙航手続の迅速化
- ヘ. 研修員航空券の現地調達
- ト. 研修員派遣前研修
- チ. 学位取得機会の拡大
- リ. DIPLOMA 付与上の便宜

又、帰国研修員の同窓会の強化・育成

ル、渡日前の日本語研修

ヲ、渡日前、健康診断励行義務化に対する本部の方針

派遣事業部業務説明及び質疑応答

日時 昭和51年9月17日 16:00～16:50

1. 業務説明 中澤担当理事が別添資料に基づき説明を行った。

2. 質疑応答内容

(1) ナイロビ事務所長

質問) 専門家の携行機材の金額は予算単価に較べて低く押さえられているのは何故か。

回答) 年度毎の予算事情によって実行単価に違いが出る。

(2) ランブーン事務所長

要望) ビルマは機材の引取りに時間が掛かるので専門家が派遣される1ヵ月乃至1ヵ月半程前に機材を送付して欲しい。

回答) 専門家の赴任以前に機材を送付することには問題もあるが、専門家から機材の申請書を早く提出して貰い早めに購送手続を取る様にしたい。

(3) ダッカ事務所長

要望) 在外公館に送付されて来るB-1フォーム(英

女)の記載が簡単すぎるため先方政府の受け入れ
確認の取り付けの障害となるケースがあるのでB
-1フォームの記入は詳細に願いたい。

回答) 今後は要望の如く対応する。

(4) シンガポール事務所長

コメント) シンガポールに対する専門家派遣は常に前
向きに対応を戴き感謝する。また専門家の事
務連絡、質問等に対しても常に遅滞なく回答
が行なわれている。

(5) サント・ドミンゴ支部長

質問・要望) 管轄の専門家が支部を通じて本部に報告書
を提出しないケースがある。また、本部から
専門家宛の連絡は全て事務所を通じて行って
欲しい。

専門家との定例会議開催に関連して、現地
業務費の仕格を知りたい。

回答) 専門家には必ず支部を通じて本部に連絡する様
指導しているが今後も一層指導を徹底したい。ま
た専門家宛の連絡は支部を通じて行っているがこ
れも減れの無い様注意する。

社会開発協力部業務説明及び質疑応答

日時 昭利57年7月17日 16:50～17:40

1. 社会開発協力部側出席者紹介：飯島部長
2. 社会開発協力部業務説明：中澤理事
 - 1) 社開部作成の業務説明資料に基づき説明
 - 2) 在外機関長に対する要望事項
 - ① 予算の拡大に伴い案件の増が見込まれるが、本部職員のロード増大を一部事務所に分担してもらうことにもなるかとも思われるので、個別会議の際に意見を聞かせてほしい。
 - ② クーデター等発生に伴う調査団員の安全確保については、プロジェクト関係者及び専門家に関しての対応策は通達として出されているのに対し体制が整備されていないので、オリエンテーションはやっているものの在外機関長に迷惑を掛けると思うがよろしくお願ひする。
 - ③ 評価については、規定等の整備の途次にあるが、コンサルタント調査団から提出される月別業務報告については、単に転送するのではなく、評価の参考となる

コメントを是非記入の上、送付願いたい。

- ④ 人造りセンター協力については、インドネシア及びシンガポールについて実施協議が完了していない状況である。

人造りセンター協力全体について、総理の発言によるスタート以降、調査団を2回も派遣したが、準備不足の感は否めない。

理由としては、相手国の意志決定のメカニズムに対する理解不足によるものと考えられ、この点で在外機関長に情報の確保方を特に依頼したい。

- ⑤ プロジェクト専門家の質について在外機関長方にも意見はあるが、プロジェクトの成否は、80~90%。チーフアドバイザーの能力に依存するといわれており、自分もこの点については同感であり、チーフアドバイザーには赴任前に必ず逢って、交渉能力を養うようお願いしている。当方の努力も在外機関長にご理解いただきたい。

3. 質疑応答

- 1) 水資源総合開発計画の担当部調整について

(サントドミンゴ 山崎支部長) 水力発電開発ダム計画について先方の要請を受けて大使館から出たあと水理庁から本件プロジェクトには農業水理及び生活用水も含まれると伝えてきた。このような案件の場合、社開部が調整して、担当することとなるのか。

(計画課長) 社開部が調整することは出来ない。

案件の要請段階で外務省が関係省庁(通商産業省、農林水産省及び建設省)と協議調整し、その結果としてJICAの担当部が決定する形となっており、この案件の場合先方の意向を大使館経由外務省に提出しないと調整は行なわれないうであろう。

調整の結果に基づき決定された担当部による事前調査の結果、プロジェクトの内容が確定した段階で本格調査の担当部が再度決定されることもある。

2) S/W案の事前送付について

(カトマンドウ 平田所長) コシ河総合開発計画は総合水資源開発計画であり関係先も多いので、S/Wのドラフトを送付してもらい相手側に事前検討を依頼したいのでよろしく願います。

(社開部長) 要望に応えるように努力する。

(カトマンドウ 平田所長) S/W案の先方への提示
が事前調査団の帰国間際に行なわれたりするため、
調査団帰国後に事務所がサインして送付するケース
があるが、善処願いたい。

(社開部長) そのようなことのないように努力した
い。

3) 投融資事業について

(クアラ・ランプール 阿部所長) 道路関係試験的
事業として軟弱地盤における道路建設に協力しうる
か。

(計画課長) 社開部の担当しうる分野とはいえるが、
この案件について協力しうるかどうかは、別途個別
会議の際に詳細を聞かせていただいてから、お答え
したい。

医療協力部業務説明及び質疑応答

日時 昭和57年9月20日 9:20～10:10

1. 医療協力事業概況説明(長谷川理事)

① 57年度予算の概要

保健医療協力については、36.5億の予算規模をもって調査団29件、専門家201人の派遣、32件の機材供与を行う。又、アフターケアについては韓国の栄養研究所を対象に実施の予定である。

難民経費については、カンボジア難民問題の沈静化に伴い、事業の規模縮小を検討中である。

一方、開発途上国における災害発生に備えて国際救急医療チームの派遣を準備しており、48時間以内の出発が可能な体制作りを検討している。

人口家族計画協力については、6.6億の予算規模をもって調査団6件、専門家23人の派遣、5件の機材供与、44件の特別機材供与を行う。

② 58年度予算概算要求概要

保健医療協力については、対前年比97%の要求となっている。これは難民対策事業の縮小に伴い50%減額したもので難民経費を除けば6.7%の増額要求である。

予算増額要求の要因は調査団のノ件増及び専門家数の増である。

機材供与については、無償資金協力による機材供与が増えつつあることを考慮して対前年比97%の要求をしている。

人口家族計画協力費については、調査団の2件増、専門家数の増、機材供与金額の増を要求しており、総額対前年度比18.8%の増要求中である。

③ 医療協力部のかかえる現下の問題点は次の通りであり本部においても何らの対策を講ずることについて検討しているので、各機関長も実情を承知のうえ理解ある事業を推進してほしい。

(ア) 専門家のリクルートの難易について

短期専門家は比較的容易であるが、臨床医で大学教授等の要職にある人物の長期派遣は極めて困難であり、相手国の要請にに応じられない場合もあるので了解してほしい。

(イ) 支援体制の確立

これまでの国内協力体制はノ機関に依存していたが、協力規模の拡大・多様化に伴い複数機関の協力を得る

必要がある。

(ウ) 無償協力事業との連携

無償による建物と主たる機材の供与後技協を行うケースが多くなりつつあるがマンパワー分野の協力が困難で十分機能が発揮できない。

これまで以上に連携を密にして齟齬を来たさないよう出来るだけ努力する必要がある。

(エ) 供与機材について

供与機材は相手国の要請に応じて供与するものであるが、我國の機材が高級・精密すぎる等により、その操作・維持管理が困難となるなどの問題がある。本件については今後慎重に対応したい。

8. 質疑応答

Q カトマンズ所長

プロジェクトの国内委員会が設置されているとの由であるが、本委員会の機能について伺いたい。

特に、専門家の派遣決定に関する権限について

A. 本委員会は各プロジェクトに対する支援機関であり、

又、諮問機関である、が、決定機関ではない。

医療協力事業を実施するには、その分野の学術経験者

による助言を得る必要があり、このため国内協力機関の代表者による委員会を設置している。

この委員会は当該プロジェクトの実施運営（専門家の人選・派遣、研修員の受入機関の選定、機材の仕様決定）に関する事項について検討を深め助言を得ることを目的としている。

ただし、JICAが事業を計画するに際しては、本委員会の助言を最大限尊重しつつ、実施するよう努めている。

また、国内委員会の意見と派遣専門家の意見に相違があることは散見されるが、委員会とJICA事務局との間の意見の相違はないと考えている。コミュニケーションが欠けることがないよう、委員が巡回指導班や計画打合せチームに参加して現地と密接に連絡するよう努めている。

Q. シンガポール所長

シンガポール国は1990年までに日本の水準にまで到達することを目標として10カ年経済開発計画を作成し努力中であるが、この計画のなかで医学分野についても重要なテーマとしての位置づけ、東南アジアの医療センター設置構想を有している。

特に日本に対してがんの診断・治療、技術の向上を図りたいとして専門家の派遣を要請している。

派遣期間は1～2カ月の短期間でも了解しているので、単発又は大学教授等の枠として派遣してほしい。

またA1フォームは派遣事業部に接している分にて対応願えないか。

A. 手続きがすすめば大学教授等の派遣や単発専門として検討協力する用意はある。

また、A1フォームについては派遣事業部と協議いたしたい。

Q. カイロ所長

救急医療チームの派遣に際してA1の要請書は必要なのか否か、また災害の定義基準を伺いたい。

A. 1) A1は必要としない。

2) 災害の判断は困難であるが、現地大使館の判断等を考慮して決定されるものとする。

Q. ジャカルタ所長

人口家族計画事業の中堅技術者養成対策事業は相手国と共同歩調をとることが実施するうえで必須の条件であり、この点で本予算の執行は非常に困難を伴うも

のである。

この事業費に限らず在外事業費の新規予算を要求する場合には事前に当該事務所の意見聴取する等事業実施の可能性を確認したうえで予算措置するよう留意してほしい。

A. 貴重な意見であり、今後十分配慮することとしたい。

また予算要求時点の対象プロジェクトは絶対不変的なものではなく実施の段階で変更は可能であるのでその時点で十分検討することとしたい。

Q. マニラ所長

国内委員会のメンバー及び調査団編成の役割分担を連絡してほしい。

A. 今後、連絡いたしたい。

Q. マニラ所長

中堅技術者養成対策事業の実施に際し、必要としている E/N 交換は省略の方向で検討してほしい。

A. 本予算は歴史が浅く、色々と問題もあるが、JICA 全体の問題として検討することとしたい。

Q. バンコク所長

国際救急医療対策事業の発足は喜ばしい事である。

その詳細内容は知らないが、一般的に言って短期間の派遣と聞く。又、難民も対象として含まれると存するが、難民を対象とした場合、1ヵ月間程度では不十分の様で、その効果と評価を考慮すれば少なくとも3ヵ月間程度は必要と考えられるが、

A. 御意見ももっともであるが、その内容等について今後、十分検討する必要があると考えている。

又、難民の場合は十分検討する必要がある。災害発生後48時間内で救急医療チームを派遣せざるを得ない事情等もあり、御理解お願いしたい。

農林三部業務説明及び質疑応答

日時 昭和57年9月20日 10:10~11:10

1. 業務説明

別添「在外機関長会議業務説明資料」(省略)に基づき
松山理事が説明した。

2. 質疑応答

(1) 河西(バンコック事務所長)

(問) 昭和58年度の新規要求に技術普及広報費があるが
その実行上現地でもいろいろ応用がとれるように柔軟
性をもたしてもらいたい。

(答) まず、予算をとることが先決であるが、実行に当た
っては事前に現地と十分協議したい。

(2) 宮本(ジャカルタ事務所長)

(要望) 技術普及広報費の実行について次のことを要望し
たい。

インドネシアでは、農林業関係では現在11のプ
ロジェクトが進行中であるが、現地業務費の大半が
パンフレット作成に費やされている状況である。現
地のプロジェクトに対する理解ということでは、直

接視聴覚に訴える映画、スライドの作成が最も効果的と考えられるので、現地向けの映画等を作成してもらいたい。

鉦工業 2部業務説明及び質疑応答

日時 昭和 57年 9月 20日 13:40 ~ 14:30

1. 鉦工両部の業務説明……久留理事

(1) 業務概要について配布資料に基づき説明

注、配布資料(省略)

1. 昭和 58年度鉦工業関係予算概算要求案
2. 海外開発計画調査及び資源開発協力基礎調査
について
3. プロジェクトタイプ技術協力
4. 鉦工業関係開発調査におけるフォローアップ
調査について

(2) 鉦工両部の要望・コメント等……久留理事

・海外開発に関しては、各国とも水力発電、地熱開発、及びバイオマス等のエネルギー関連案件を志向する傾向があるが悪くないことである。

エネルギー資源の多様化や国産エネルギーの開発のために、日本の優秀な技術で援助を行うのは時宜にかなうことである。

・一方、これらに係る問題として、水力発電、地熱開発

については、消費地から遠隔であること及び開発資金の調達が困難であるということ等があげられる。

- ・現地事務所へのお願いであるが、現地の経済・社会の発展段階及び技術水準を常に把握してこれを調査団に助言してほしい。

バイオマスの研究は、日本ではあまり進んでいない。

農業と一体となって開発を行うのが良いと思うが、採算が合うかどうかという問題がある。

- ・コンサルタントから提出される資料にも問題点があるように思う。一般的に過去の高度成長に基づく資料で調査計画を作成する傾向がある。もっと世界的な経済の低迷という状況をふまえてほしい。

- ・現地事務所へのお願いであるが、現地の経済・社会の発展段階及び技術水準を常に把握して調査団に助言してほしい。

団長の執権や態度が調査に及ぼす影響は大きいので、その点率直な助言を頂きたい。

- ・団長の資質や態度が調査に及ぼす影響は大きいので、その点率直な助言を頂きたい。

また、コンサルタントを評価する基準が未だ確立して

いない状態であるが、フォローアップ調査を行うか否かにかかわらず、現地事務所でもコンサルタントの評価をして頂けるようお願いしたい。

- ・センター及び産業開発協力のプロジェクト方式技術協力については3つの分野がある。
- ・第1は鉱業分野であり、中南米やビルマの選鉱・精錬のように付加価値を高めて輸出しようとするものである。これらのプロジェクトは比較的うまくいっている。
- ・第2は労働集約的な技能者養成に関するもので鋳物等の分野があげられる。そして、第3に新傾向として、鉱害防止、品質管理、バイオマス、及び貿易研修センター等のソフト関係の分野がある。
- ・技術移転にまつわる問題として、日本でのロボット化の進行につれ、労働集約的産業分野における熟練者が少なくなりつつあるということがある。このため、中小企業で働く俸年間際の人やあまり学歴の高くない人に協力をお願いすることが多く言葉の問題が生ずることがある。この種の分野の技術移転は言葉も必要であるが、人間と人間との触れ合いが大切で、このような体を通じた協力も重要であると考える。当方としても

このような人々の活用のため調整員の派遣等を考えていきたいが、事務所の皆様のご協力も得たい。

- ・事務所の方でも相手国がカウンターパートの確保及びその定着に努力していないと思うことがあれば指摘して頂きたい。当方としても相手国で自助努力がなされていると判断すればR/Dの延長やローカルコストの負担等を行っていきたい。
- ・垂直な関係での技術移転は難しく、たとえそれが行われても将来の発展のための起爆剤となり得るか否かは疑問である。社会基盤の充実も必要であり、特にLLDCにおいてはベーシック・ヒューマン・ニーズに基づいた協力をしなければならないと思う。
 - ・このため、事務所の方でもJETRO、民間企業商社等から情報を得るなど情報源の多様化を通じて民衆の求めるテーマを的確に把握して頂きたい。
- ・長期専門家の身分安定についても率直な御意見を頂きたい。

2. 質疑応答

問 (梅谷ブラジリア事務所長)

当国における鉱工業関係プロジェクト協力に関し、今年度は5～6名の専門家が来る予定となっているが、調整員は来ないようである。

調整員が必要か否かの判断はR/D作成の段階で行われると思うが、その判断の根拠は何であるか？

最初からR/Dで調整員が不必要と明示しては、後になってその必要性がわかったときに困るのではないだろうか？

答（中村鉱開部開技課長）

鉱開部の場合、他部と比較して調整員を張りつけている割合は少ない。その理由として予算総額が小さいので従来から調整員の数が少なかったという経緯があり、その必要性の強い国（例えばタンザニアのキリマンジャロ州中小工業開発のように、事務所や首都から離れた僻地であるために機材のクリアランスの面で不便な場合）を除けば調整員を張りつけていなかったということがある。

問（梅谷ブラジリア事務所長）

ブラジルのパラナ州中小工業開発に関してはどうなっているのか。

答（中村鉱開部開技課長）

パラナ州中小工業開発については、長期専門家の白井氏がブラジルに詳しいので調整員は必要でないと思っている。もしブラジリア事務所が必要であると判断すれば、フォームが整っていれば検討できると思う。今年度派遣する調査団で協議してもよいと思う。

問（平田カトマンドウ事務所長）

理事から鉱工2部の業務内容に関する基本的説明をして頂いたが、今後の対応についての積極的なコメントはなかったように思う。

また、開発調査案件に関し、いくつかの問題点の指摘がなされたが、これは効果のある協力が行われなかったという意味であるか。

答（久留理事）

開発調査に関しては私も就任して間もないこともあり、自己批判を含めて問題点を申し上げた。肝要な点は、調査開始の時点で現地の皆様の意見を参考にさせて頂きたいということである。コンサルタントが調査に行く前の前提条件として、その国の情報を得ることは大抵であり、御協力を得たいと思う。

問(三浦マニラ事務所長)

出先にいて受ける一般的な印象を申し上げたい。鉱工業は商社の利用の仕方が上手であり、調査団のスケジュールなど事務所よりも商社の方がよく知っていることが多い。もっとJICA出先の機関の立場を考えて、いろいろな情報を連絡してほしい。

また、投融資についてだが、報告書をあえて作成しない事情はわかるが、それでは調査終了後の経過が不明なので、マル秘扱いにするにしても何らかの情報伝達手段を考えてほしい。

答(久留理事)

商社の件については、こちらが事務所を無視して商社に積極的に連絡しているわけではないことを了解して頂きたい。日本の商社は情報伝達が速いが、その活躍のおかげで様々なニュースが伝わっているのだと思う。

投融資についても特にデータを隠しているわけではないのでできる限り情報を流すようにしたい。

無償資金協力部業務説明及び質疑応答

日時 昭和57年9月20日 14:30~15:20

1. 業務説明

副閣理事 …… 別添資料(省略)により説明

加藤無償資金協力部長 …… 概略以下のとおり説明

- 無償資金協力業務に関するマニュアル(コンサルタント・相手国及び職員用)の作成(一部は既に作成済み)等により実施体制の基盤整備を行なう。
- 基本設計の精度を高める等、調査内容の充実を図る。
- 無償協力の実施にあたり技術協力とのリンクを一層強化してゆくこととする。
- 施設建設等に必要な土質調査は現在相手国側の負担でこれを行なうこととなっているがデータが確實でなく又、入手迄に時間がかかることから日本側で実施することとし、58年度予算要求におりこんでいる。
- 案件の早期実施を図る。
- 協力終了後のフォローアップの強化を図る。
- コンサルタント及びゼネコンに対する指導を強化すると同時に評価についても一層充実させたい。

2. 質疑応答

(モロッコ駐在員)

Q (1) 小口無償について内容を説明願いたい。

(2) 協力隊からみの無償について5000万円～1億円程度の案件発掘を協力隊事務局から文書により指示されているがこれは無償資金協力部と協議した結果なされたものか。

A. (1) 小口無償という表現はしていないが一般無償予算の中で経常費として支出した実績はビルマ電話回線用機材、インドネシア洪水予警装置であり、何れも外務省で各案件毎に大蔵省の承認を得て実施しており、手続的には通常の無償援助と同様である。

これは既に無償協力を行なった案件についての補完機材が中心であり、2～3千万円程度の比較的小口のものである。

ただし、経常費は現在のところ制度的に認められたものではなく、その都度大蔵省の承認を得て実施する必要がある旨外務省から言っている。

(2) 協力隊からみでなければならぬということではなく無償援助の方向としてなるべく技協、協力隊、移

住等とリンクした形で実施したいと考えており、各方面から意見やアイデアを出してもらうべく協力隊事務局と話し合いを行なったが、1件当りの金額を去々する程詰めた話をしたことはない。

〔サントドミンゴ支部長〕

Q (1) 説明にあった被援助対象国の国民所得 680 万以下の国への援助が多いことに関し、国民所得による明確な区分があるのか

A (1) 一般無償は原則として1人当たり国民所得 680 万以下の国を対象としているがそれ以上の国は絶対に対象としないということではなく、今迄にも 680 万以上の国に対して援助をした実績もある。

〔マニラ事務所長〕

Q (1) 無償援助施設の敷地のフェンスの建設については被援助国負担となっているが資金不足のため施工が遅れることが多く、建設資機材が盗難にあう原因ともなっている。よってこれを無償供与額に含め日本側で負担することは出来ないか。

(2) 宿舎の建設は、無償で扱えないときいているが如何か。(今迄の例では建築のためのジエネコンの飯

場を壊さずそのまま供与したことがある。)

A (1) フェンスについては現行の無償資金協力制度においては困難である。

(2) 宿舎はプロジェクトによっては建設したケースもある。宿舎のみの計画では難しく、宿舎の必要性について大蔵省を説得出来る理由が必要である。

※ マニラ事務所よりフェンスについてプロジェクトサイトによっては上述の様に盗難等の心配もあることから今後共継続して検討願いたい旨重ねて要望があった。

(ラングーン事務所長)

(1) ビルマ側の受入体制が不十分なため 機材の通関が遅れたり、技協ベースと無償ベースの専門家の待遇が異なること等の問題がある。駐在員の力のみではどうにもならないので外交チャンネルを通じてビルマ側が受入環境整備をするようプッシュしていただきたい。

(ジャカルタ事務所長)

Q (1) コンサルタントの選定方法基準はどうなっているのか(年齢が若く、経験も浅く、語学力のないコン

サルが兼してゼネコンを指導出来るのか疑問である。

(2) ゼネコンが日本法人に限られていること、コンサル料が高いこと等相手国側から批判が出ているがアンタイにする方向で検討できないか。

A (1) コンサルタントの選定にあたって、プロポーザルに施工管理体制を書かせる欄を加えることとし、既に実行している。

又、施工管理のための常駐者については履歴書(類似プロジェクトの経験を含む)の提出を義務づけている。

また、案件終了後各コンサルの評価を実施している。

(2) アンタイは現行の無償資金協力制度上不可能である。

無償資金協力業務に係る各在外機関長への伝達事項。(加藤
無償資金協力部長より)

1. 各プロジェクトの専門家には常に中立性を保ち、コンサル
タントや施工業者から無償援助に関する相談等を受けた
場合、特定の業者に利する様な情報提供等は厳に慎む様
指導願いたい。

ある国で専門家が入札や機材選定に立入り、特定業者に
有利な情報を流したとの風評が立ち問題になったケースも
あるので、この点に特に留意をお願いします。

2. コンサルタントや施工業者の現地における仕事ぶりにつ
いて、逐次無償部長に情報を提供していただきたい。又施
設完成後および機材届付後の維持管理状況についてもレポ
ートをいただきたい。

3. カウンターパートの本邦における研修の要請は早めに願
いたい。57年度における無償部分の枠は20名である。

開発投融資業務説明及び質疑応答

日時 昭和57年9月20日 15:30～16:20

1. 業務説明

大槻理事説明

当団の業務の中で、他の業務が技術協力を主な目的としているのに対し、開発投融資は民間の海外進出企業に対するファイナンスであり資金協力に特色がある。

以下配布資料（省略）により説明

- (1) パンフレットに基づき、開発投融資の概要を説明
- (2) 融資制度の問答集に基づき、「関連施設整備事業、試験的事業の性格」「輸銀、基金等他の政府金融機関との関係」「貸付条件」等を説明
- (3) 開発投融資業務説明資料に基づき「開発投融資事業実施状況」「地域別国別融資承諾額、貸付額、貸付金残高」「部門別実績」「開発投融資予算」「国別、プロジェクト別の実施状況」「開発協力事業の実績及び見込」等を説明

2. 質疑応答

質問、末次支部長（ブエノスアイレス支部）

(1) 開発投融資の保証は銀行保証になっているが、海外(外国)銀行の保証は認められないか。

回答 向原課長(農業投融資課)

現在は日本の法律にもとづき設立された銀行という解釈をとっているので、外国の銀行保証は認めない。

質問 末次支部長(ブエノスアイレス支部)

(2) 土地を購入する場合、開発投融資の目的にそってれば、融資の対象となるのか

回答 向原課長(農業投融資課)

対象になる。

質問 末次支部長(ブエノスアイレス支部)

(3) 1の質問に関連して、海外銀行の日本にある支店が保証する場合も認められないのか。

回答 向原課長(農業投融資課)

前例はなく検討していない。

配布資料(省略)

- (1) パンフレット「海外で事業を行うみなさま」
- (2) 融資制度の向答集
- (3) 開発投融資業務説明資料

移住ニ部関係業務説明及び質疑応答

日時 昭和57年9月20日 16:35 ~ 17:25

1. 石井理事説明

(序) 本日出席の機関長は、技協関係、移住関係、協力隊関係と3つに大別できるが、移住問題は地域が限定されているため直接的に関係のない人が3分の2を占めている。

従って当面の問題については後日の個別会議で検討することとし、本席では移住の基本問題、JICAでの移住、国家事業としての移住の意義等について型破りと思われるが講演調で説明したい。

A. 移住のあり方

1. 経済技術協力一般の哲学、目的はあらゆる分野で論じ尽され、何故やるのかについての基本的論争点はなくなり、その態様についての議論は残っていても大筋の方針については政界、財界、学界、国民一般のコンセンサスはすでに得られている。

この点、移住には大筋の方針についてもコンセンサスは無い。それは何故か。

2. 本論に入る前に、大きな前提がある。それは、(1) 過去に国が勸奨又は導入した個別又は集団の入植者に対する支援事業と(2) 国の事業として新たに移住者を送出すべきか否かの問題とを峻別することである。

前者は過去の国の行爲にかゝわるフォローアップの事業であり、国の責任・義務にかゝわる問題である。後者は政策的に選択のある国の事業である。現実にはこの両者が混然と議論されるため、しばしば混乱が生じる。

3. 念のため前者について求むると、例えば国の事業として集団入植地に農業移住を行なった場合、営農のための基礎的条件や最少限度の生活環境の整備についてある限度まで政府の責任があることは否定できない。(この点についての移住者の訴訟につき裁判管轄権があることはその証拠である。)

その責任がどこまであるかが正に問題であるが、

(1) 移住は個人の生活根拠の移動であるため、事情が変れば帰国させればよいという訳にはゆかない。

(金、物、技術の外国への移動とは異なる)

(2) 2、3世等子孫についても日本語教育等移住者の希望とわが国の利益が合致するものについて施策が必要となるものもある。

(3) 大々の移住先国の事情が大げに異なり場所により移住地全体の存続が危機に瀕する事態も生ずる。等々の理由で政府の責任の限界をどこまでに設定するかを予め決めることは難かしい事情にある。

しかし、困難でも具体的なガイドラインを確立し、これに沿って施策することが、現在、第一になすべきことである。

4. (今後の移住のあり方)

個人の移住も国家事業としての移住も、自己目的、国家目的が動機である。

後者は、相手国の希望・要請があり、これを受けて集団的又は個別的送出国を直接的又は間接的に行なうものである。

これは昔も今も変わらない大前提である。その当初の目的としては、わが国の国内的事情によるものと対外的な政治経済的目的——いわゆる拓殖目的も含め——の二つが考えられた。今日大きな経済的繁栄

を果たしたわが国には、もはや国内事情によって国が移住を計る必要はないといえる。現在ある程度続いている移住あっせんの事業は後着の目的とその過程から生ずるより大きな国益を念頭においてなされている。

5. 最も典型的な例としてブラジル移住者を例示する。

わが国はこの70年間に24万余の移住者を伯國に送ったが 20~30年後には英・独を超える大國と目されているブラジルにおいて日系二世は大臣やそれ以上のポストをはじめとして政界・経済界・自由職業界等で目ざましい働きをしており東大にこだわられるサンパウロ大学で日系学生が20%を占めることを考えれば彼等は今後も益々活躍するであろう。24万余の日系人はわが国の農地(500万ha)の1.4倍の農地(700万ha)を所有し、ブラジル農業の4分の1~3分の1を掌握している。

6. 伯國におけるこのような事例は枚挙にいとまがないが、つい4~5年前の日本人移住70周年祭の折、当時のガイセル大統領がスピーチの中で「ブラジル

が日本に感謝すべきことは多々あるが、日本がブラジルに与えてくれた最良のことは、日本がブラジルに移住者を送ってくれたことである。」と全国に向けて明言したことを銘記すべきである。

ブラジルは各国からの移民の国であり、日本だけに讃辞を与えることは問題だが、このスピーチは何等の物議をかもしなかつた許りが、マスコミは国民世論の平素の考えを述べたものとして取扱った。しかも当時ウジミナス、日伯紙パルプ、セラード、カラジマス等の大規模プロジェクトへのわが国の協力が進行中であったことを考えれば、ブラジルにとって日本人移住が如何に高く評価されているか理解できる。伯国の評価は単に農業面の技術開発に止まらず、日本人の文化、生活態度、徳性等にまで及んでいる。

移住者を通じて日本人に対するよい理解と尊敬がから取られ、両国間の真の友好関係が樹立され、その上にわが国の対伯経済関係が成り立っているという意味で、移住は政治・経済・文化面で外交以上の目的を果している。

これが移住問題の核心である。

経済協力に関する評価測定はよく議論されるが、移住についても真面目な評価が必要である。

7、では何故ブラジルのみこのような現象がみられるのか。これは伯国の本質の理解なくしては理解できない。伯国の本質は一般に考えられているようなものではなく、かつ、非常に重要な問題であるが時間がないので説明を省く。

現在わが国にとって重要なことは、このような対伯移住の成功や両国にとっての利益を少なくとも維持することにある。

大国でもあり、国際政治でも発言力のある伯との間の大きなパイプを日系人を通じて維持するためには日系人が日本人性を或程度維持する必要があり、そのためには少しづつではあっても移住者が続くことが必要である。このことを日系人社会はもちろん、他ならぬブラジル政府も欲している。(旧時代の日本政府の集団拓植事業はもう止めてくれといっているのみである。)

ブラジルへの同化が必要であり、それとの関連で移住は不必要との議論はブラジルの本質を全く知ら

ないものゝ言である。

8. わが国の事業としての移住は、本来的にラテンアメリカに対するものしかあり得なかったといえよう。それはラ米が新大陸でありそもそもすべての国が400年の欧州移住の歴史で成り立っているからである。ある国々ではそれが現在でも進んでいる。(因に、大量の移住者が入り得るのは現在でもラ米の他は米・カナダ・豪州であるが、これらすべてがラ米と同じ新大陸であるからである。どんなに後進国であっても人口稠密なアジア・アフリカは先住民族とその文化が厳然として存在する旧大陸であり、移住先国にはなり得ない。)

ラ米への日本人移住を促進させた理由の一つは、たとえ日本の最低レベルの農業者であってもラ米においては相手国に迷惑をかけるどころか、その場所に適した技術を自ら開発し、新しい形の農業生産とその国全体に対する技術移転とに大きく貢献したことである。これにより相手国は利益を得、移住者個人も大きな経済利益を得、更にはその子弟の教育によって地位の向上が進み、わが国にとってもこれが

各種の意味で大きな利益となるという好サイクルが
成り立ち得た。

韓国、台湾人等がラ米に移住してもこのような成
果が期待されない。としてラ米諸国は彼等の入国を
きびしくしているのも、上述の事情にもとづくと思
われる。

なお、今後ブラジルにおけるような上述移住効果
が期待できる順番は、

1 パラグアイ 2 ボリヴィア 3 アルゼンティン
4 ペルーであろう。

9. 逆にカナダや豪州に対する日本人の移住にはこの
ような好サイクルは期待されない。両国がその時々
の経済状況に応じて、わが国技術労働者の導入を計
ることは結構であるが、わが国が対ラ米移住者に行
なっている如き支援を国民の税金をもって行なう必
要は少ないと考えるべきである。これは加・豪に対
する労働力の提供に過ぎず技術協力の効果は余り期
待できない。日系移住者がわが国との関係でもたら
す迂回的・長期的利益も先進国の場合は余り期待で
きず、短期間に相手国の社会・文化体系に同化され

日本人性が失なわれる可能性が大であることは、5万人近いカナダへの日系移民の現状をみても分かる。

もっとも、薄い程度の国益であっても、両国への移住はわが国の国際化への一助ともなり得るので、これにかわる通常の領事と務行政を政府が行なうことは妥当であろう。

10. 以上要するに従来行なってきた移住はそれなりに大きな国益に貢献してきた。本来移住は善であり、外交を超えた程の重要性をもつ。移住は悪であり、不要とするものが仮にいとすれば、それは移住行政のあり方についての指摘であると思われる。この点については、我々関係者は常に自戒すべきである。

B. 事業団業務における移住業務

1. 事業団業務の中、技術協力（協力隊事業を含む）および無償援助は発展途上国の利益を第一義的目的としている。

しかし、結果的にはわが国の資本・物資技術の輸出促進、資源確保の多様化、友好関係増進、世界全体の安定平和等わが国の利益に還元化している。

移住業務と3号業務は、わが国の個人・企業を永続的に途上国に定着させる自己目的（日本目的）の事業といえるが、永住者（又は永住社）が最も地についた技術移転を行なう他、間接的にも当該国の経済社会開発に大きな貢献（例えば、戦後の企業進出は日系二世の所在地より初まり中南米では現在でもこれなくしては存在し得ない。）を行なっていることから、結果的には相手国利益の事業といえる。

2. 上述のとおり相手国目的の事業と日本目的の事業は結果的にはそれぞれ日本目的と相手国目的とを果している。

頭と尻尾とが逆になっているだけで、両者とも日本と相手国の利益の両方に奉仕している。これが国際協力事業団の本質であり、「国際協力」の意味である。

これらすべての事業を通じて目指されることは、日本の国際化であり、国際化のための日本の人的資源の開発である。

青年協力隊、専門家も、移住者、企業も相互に連携をもち、相互に乗入れることをもっと研究し、お

互いに違和感をもたず以上述べた大きな国益に協力して努めるよう事業団本部も在外機関長も努力して頂きたい。

2. 質疑応答

(百瀬リオ・デ・ジマネイロ支部長)

移住者子弟の本邦研修につき、研修員を大巾に増員するよう要望したい。

(石井理事)

移住者子弟研修は相手国目的と日本目的の両方の目的を備えている。この事業を重視して拡充に努力したい。

(山崎サントドミンゴ支部長)

奨学資金について増額する意向はあるのか。

(末永移住計画調査部長)

本件は個別打合せの問題としたい。

(末次ブエノスアイレス支部長)

東南アジアを中心に対日関係の良い国への移住についてアプローチは考えられないか。……

(石井理事)

移住の本質は、先ず相手国が欲し、かつ、日本の希望を充足することが条件であるが、東南アジアにはこの条件を満たす国はないのではないかと考える。

青年海外協力隊業務説明及び質疑応答

日時 昭和57年9月20日 17:25～18:15

1. 業務説明

- ・石井理事説明—— 協力隊活動は、開発途上にある国の農村や僻地にあつて隊員達が対人レベルで、それぞれの協力業務にたづさわつており、正にそのことが重要なことであり相手国からも見直されて来ており感謝されている。殊に日本の協力隊員は欧米の協力隊員と異なり、その真面目さが買われ現地の人達からも高く評価されている。こうした隊員一人ひとりの貴重な体験が、帰国後、国内へ還元されることは極めて大きな意義がある。

我が国の海外協力の方向においても、ODA倍増や人造り協力を国際的に宣言していることもあり、今や協力隊事業は時宜を得て、予算と実績を伸ばし、これまでの相手国からの要請に対する充足率を改善すべく積極的に努力し協力活動を増進させる必要がある。このため事業団では、協力隊派遣を今後3年間に倍増しようという計画を一つの重要な施策として取組むこととし、58年度の予算要求にも反映させるとともに、その具体策について協力隊事務局を中心に検討中である。これは、現在新規

派遣が年々430人のところ、協力隊発足から20年目に
当る昭和60年度には800人に引き上げようとするもの
である。

今回の協力隊関係の会議ではこのことを重要議題とし
て審議検討することになっているので、在外における実情
や問題点を踏まえ、事業伸展の施策の趣旨もくんで十分
に会議の実が挙るようご協力をお願いする。

・協力隊業務の現況説明：大田次長

9月1日現在での協力隊員派遣状況は、27カ国935
名であり、地域別では、アジア地域30% アフリカ地域
へ38% 中南米地域へ16%、大洋洲地域と中近東地
域へそれぞれ8%づつである。

又、職種別で見ると、農林水産関係の隊員が約30%
と最も多く、次いで教育・文化関係が約22%で、この
部門は最近急速に伸びて来ている。機械等保守操作関係
が約20%、土木・建築関係約12%、その他、保健衛
生・スポーツ関係となっている。こうした職種の中で、
最近、特に得難い部門は、野菜、農業機械、養殖、冷凍
機器などであり、又、各種のスポーツ関係や音楽関係も
これについている。

こうした状況を踏まえ、充足率の低い職種については業種別に相当突込んだ組織的な募集を行うことを目下検討しているほか、補完育成研修を拡充して量の増加と質の確保に努力したい。

一方、海外からの要請については、新規受入国の増加が考えられ、この8月にはフィジーとの協定が締結され、パナマ、エクアドル、コロンビアへは調査チームを派遣し、協定作業中である。又、受入れについて関心があり打診している国としては、ニジェール、ボツワナ、レト、ジンバブエ、スワジランド、キリバス等があり、これ等新規派遣国の増加と既派遣国からの要請増加に 대응するため、昭和57年度は新規の隊員派遣を430人、58年度は500人、3年後の昭和60年度は800人派遣することを目標に、募集・選考・訓練の態勢を検討中である。なお、これに伴う海外における隊員の増加による支援体制については十分意を用いるつもりではあるが、協力活動の技術的な面ではシニア隊員を派遣して現地においての業種別会議や指導助言という機能を期待するとともに、技術専門委員による巡回指導も実施して協力活動の継続性や改善の方途を見定めるよう努力したい。

2. 質疑応答

- ブエノス・アイレス未次支部長 : アルゼンチンは中進国ということで、現在のところ協力隊派遣国の対象外であるが、特にアルゼンチン北部のボリビアとの国境に近い方面は極端に遅れている。こうしたところへの協力隊派遣は考えられないものか。
- 石井理事 : アルゼンチンの場合、1人当りのGNPは2,000#をこえ、中進国であるから、そうした未開発地域の問題については自国内の責任問題として解決すべきものであろう。
- カイロ小泉事務所長 : エジプトも日本の協力隊未派遣国であるが、開発途上にある国として今後アプローチする必要があるか。
- 石井理事 : エジプトは1人当りのGNPが1,000#以下で、開発途上国であるという面では協力隊を派遣することは可能であるが、中東の古い歴史と文化を持っていると自負するエジプト自身が、日本に対してそこまで頭をさげるつもりがあるかどうかということについては大いに疑問がある。
- ベレン興田支部長 : 応募者数の状況から見て合格率が

極めて低いように見受けられるがその辺はどうなのか。

- ・寺内国内課長：応募者総数に対する最終合格者数というところで表面的に見ると合格率は約15%ぐらいと低い
が、1次選考の受験者数から見ると約26%の合格率である。又、更に部門・職種別に見ると、農林水産部門の場合は1次選考の受験者数から見た最終合格者は約36%と高く、反面、教育、文化部門は約20%と低い。このことは、例えば「日本語教師」の場合、要請数が3名に対して応募者数が1、2名とか、「秘書」2名の要請に対して応募者数が48名といったように、職種によって非常にバラツキがあることでもご理解いただきたい。

- ・サント・ドミンゴ山崎支部長：かねて帰国隊員の就職問題について懸念があると仄聞しているが現在の就職状況はどうか、もし、そうした懸念の必要がないのであれば、ドミニカについても協カ隊派遣ということを今後プッシュしたい気持ちがある。

- ・田口指導相談課長：帰国隊員の再就職はおろむね順調である。国際経験とバイタリティーをもつ帰国隊員の地道な活動が、各企業で評価されてきたためと思われる。職種によっても異なるが、土木建設、電気、機械、自動

車等の分野では多くの求人をしていただき、有効求人倍率は全体をならして3.2倍（57年上半期）である。地方へのリターン希望隊員の求人開拓が課題であるが、本年度から全所にネットワークをもつ日本青年会議所とタイアップし、取り組んでいる。

- ・マニラ三浦事務所：、総合事務所の件に関して質問したいがどうか？
- ・野村事務局長：総合事務所の件に関しては、明2/日協力隊事務局で行う「協力隊業務打合せ会議」の席上で行うこととするのでご了承いただきたい。

